

第55回 個人型年金規約策定委員会次第

令和4年3月9日

国民年金基金連合会

議 事

1 議 案

- (1) 令和4年度 個人型確定拠出年金 事業計画 (案)
- (2) 令和4年度 国民年金基金連合会予算 (案) [確定拠出年金事業経理]
- (3) 個人型年金規約の一部を変更する規約 (案)

2 報告事項

- (1) 個人型年金規約の一部変更に係る理事長専決事項
- (2) 指定運用方法及び当該指定運用方法を選定した理由

個人型年金規約策定委員会 委員一覧

(令和4年3月9日現在)

	氏 名	役 職
委員	いがらし 五十嵐 かつや 也	日本商工会議所理事
委員	いとう 藤 彰 ひとし 久	日本労働組合総連合会 総合政策推進局生活福祉局長
委員	すずき 鈴木 由 里	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 シニアパートナー 弁護士
委員	たか 高 瀬 明 高 明	共同通信社客員論説委員
委員	つじ 辻 松 雄 かつ 雄	一般社団法人全国銀行協会 常務理事
委員長	ついで 井 義 郎 義 郎	京都文教大学総合社会学部特任教授
委員	ながぬま 長 沼 けんいちろう 建 一 郎	法政大学社会学部教授
委員	はら 原 佳 奈 子	株式会社 TIMコンサルティング 取締役
	まつした 松 下 むつみ 睦	国民年金基金連合会理事長

(50音順)

第1号議案

令和4年度 個人型確定拠出年金事業計画(案)

令和4年度 個人型確定拠出年金 事業計画（案）

1 iDeCo の実施機関としての事業の実施

個人型確定拠出年金（iDeCo）の実施機関として、加入者の資格確認や掛金の拠出限度額管理・収納等の事務を的確に実施する。

特に、年金制度改正法等の実施に向けた事務構築等の推進、オンライン化の更なる推進や、事務処理体制の強化・基盤整備及び各種事務の着実な実施、iDeCo に関する啓発・広報及び更なる加入推進に取り組む。

2 年金制度改正法等の実施に向けた事務構築等の推進

(1) 令和2年5月の年金制度改正法の成立や同年12月の税制改正大綱の決定を受け、以下の制度改正事項について、厚生労働省や関係者と連携し、実施に向けて事務フロー、システム開発等に係る検討や対応を推進する。

- ① iDeCo の受給開始時期の拡大、加入年齢の引上げ等（令和4年4月及び5月施行）
- ② 企業型DCとiDeCo の同時加入の要件緩和（令和4年10月施行）
- ③ DB（確定給付型）の掛金相当額も含めた拠出限度額管理・iDeCo 拠出限度額引上げ（令和6年12月施行）
- ④ 事業主証明や第2号加入者の届出の廃止を含めた効率化（オンライン化は令和4年から実施。廃止時期は令和6年12月以降）

(2) 手数料水準に係る検討の推進

手数料水準の検証・改定等について、令和2年5月成立の年金制度改正法等の実施のためのシステム開発費、改正法の施行後の加入者の動向等を踏まえつつ、4の「デジタル改革」への対応等、新たな要因も加味して、引き続き検討を推進する。

3 オンライン化の更なる推進

加入申出書・移換申出書のオンライン化の推進を図るとともに、控除証明書再発行申請や住所変更届等の届出書についてもオンライン化を順次検討し、実施する。

また、第2号加入者の届出についても、事業主回答のオンライン化を実施し、従来RKが実施していた分も含め連合会で一元実施することにより、事務の効率化を図る。

4 政府が進める「デジタル改革」に対する対応

政府が進める「デジタル改革」における措置事項（マイナンバーを活用した情報連携、控除証明書の電子交付、手続のオンライン化）を実施するため、対象手続及びシステム開発事項等の整理、開発スケジュール等の検討及び開発を行う。

5 事務処理体制の強化・基盤整備及び各種事務の着実な実施
事務処理センター、コールセンター等の事務体制の強化・
基盤整備を図るとともに、自動移換者対策等を着実に実施す
る。

(1) 事務処理センターの体制強化

加入者数の増加等に対応した適切な組織体制及び事務
品質を確保するため、年金制度改正事項への対応も含めた
体制を確保するとともに、モニタリング、連絡調整等の取
組、各種手続等のオンライン化等により効率化を図る。

(2) コールセンターの体制強化

加入者数の増加等に対応した適切な組織体制及び事務
品質を確保するため、控除証明書発送後の業務増等への対
応や、モニタリング、連絡調整等の取組を推進する。

(3) 運営管理機関等との連携推進

加入者等への窓口対応や、運用商品の提示、加入記録管
理等の事務を担う運営管理機関等に対し、実務上の留意点
の周知や業務面の情報提供を行うとともに、事務取扱要領
等の必要な改善を行い、密接な連携の下で事務の円滑な実
施を図る。制度改正事項の実施に向けた事務構築・システ
ム開発においても、適切に連携する。

(4) 自動移換者対策の実施

企業型DCの普及に伴い増加する自動移換者に対応し、
企業型・個人型への連合会からの移換戻しを行う仕組みを
適切に活用するとともに、自動移換時及び年1回の手続勸
奨通知を行う等により、自動移換者対策を着実に実施する。

6 iDeCo に関する啓発・広報及び更なる加入推進

更なる加入推進等のため、啓発・広報活動を推進する。

(1) 企業型DCとiDeCo の同時加入の要件緩和に向けた周
知及び広報

令和4年10月に企業型DCとiDeCo の同時加入の要件
が緩和されることから、パンフレット・チラシ等の改訂、
iDeCo 公式サイト等のWEBを活用した広報等を通じ、制
度改正事項の周知・広報に取り組む。

(2) iDeCo の認知度・理解度向上のための更なる取組

パンフレット、チラシ等の運営管理機関等への配付や、
国民年金基金の普及啓発・広報と連携した取組等を行う。

また、確定拠出年金普及・推進協議会・幹事会の枠組み
を活用したiDeCo のオンラインセミナーのほか、中小事業
主に向けたiDeCo プラスのオンラインセミナーの実施等
を通じ、iDeCo 及びiDeCo プラスの認知度・理解度の向上
のため取組を行う。

(3) 企業年金連合会と連携した投資教育の動画の周知・広
報の実施

iDeCo 加入者等への投資教育を委託した企業年金連合
会が作成したiDeCo の投資教育動画の周知・広報を行うと
ともに、当該動画を活用した継続投資教育を実施する。

個人型確定拠出年金事業の概況（令和3年12月末現在）

第55回規約策定委員会

第1号議案 参考資料

令和4年3月9日

個人型確定拠出年金事業の概況 （令和3年12月末現在）

1 加入者数等

① 加入者等（カッコ内は対前年同期比）

（単位：人）

加入者	第1号加入者			第2号加入者			第3号加入者	運用指図者	自動移換者
	加入者	企業年金なし	企業年金あり	加入者	企業年金なし	企業年金あり			
2,275,454 (125.2%)	256,162 (126.9%)	1,925,077 (124.3%)	1,162,122 (123.8%)	270,081 (127.0%)	492,874 (123.9%)	94,215 (142.2%)	766,286 (111.7%)	1,062,349 (108.6%)	

② 新規加入者等（カッコ内は対前年同期比）

（単位：人）

	新規加入者	新規運用指図者	合計
令和元年度累計	404,984 (103.2%)	135,050 (121.8%)	540,034 (107.3%)
令和2年度累計	437,509 (108.0%)	149,194 (110.5%)	586,703 (108.6%)
令和3年度累計(4月～12月)	391,948 (130.7%)	130,186 (115.1%)	522,134 (126.4%)

③ 新規自動移換者（カッコ内は対前年同期比）

（単位：人）

【参考：電子申請による加入状況】

（単位：人）

		令和3年12月分合計		
		新規加入者	新規運用指図者	電子申請分
令和元年度累計	151,322 (112.9%)	40,583	4,154	10.2%
令和2年度累計	143,590 (94.9%)	14,207	1,504	10.6%
令和3年度累計(4月～12月)	104,038 (89.4%)			

（注）電子申請に対応している運営管理機関は19社。

2 加入者の掛金額分布・平均（毎月定額拠出）

（単位：人）

掛金額	合計	第1号加入者			第2号加入者			第3号加入者
		加入者	企業年金なし	企業年金あり	加入者	企業年金なし	企業年金あり	
10,000円未満	386,688	55,004	207,608	41,203	58,089	24,784		
10,000円～	931,329	51,577	237,445	213,809	411,094	17,404		
15,000円～	56,088	8,003	45,446	429		2,639		
20,000円～	734,904	34,477	646,287	7,299		46,841		
25,000円～	3,550	3,550						
30,000円～	18,867	18,867						
35,000円～	2,270	2,270						
40,000円～	5,036	5,036						
45,000円～	1,427	1,427						
50,000円～	12,916	12,916						
55,000円～	1,011	1,011						
60,000円～	3,256	3,256						
65,000円～	52,848	52,848						
人数計(注)	2,210,190	250,242	1,868,280	1,136,357	262,740	469,183		

（注）加入者の掛金分布・平均（毎月定額拠出）の人数は、年単位拠出の届出をしている加入者数を除いている。

【参考：年単位拠出】（カッコ内は年単位拠出届出率）

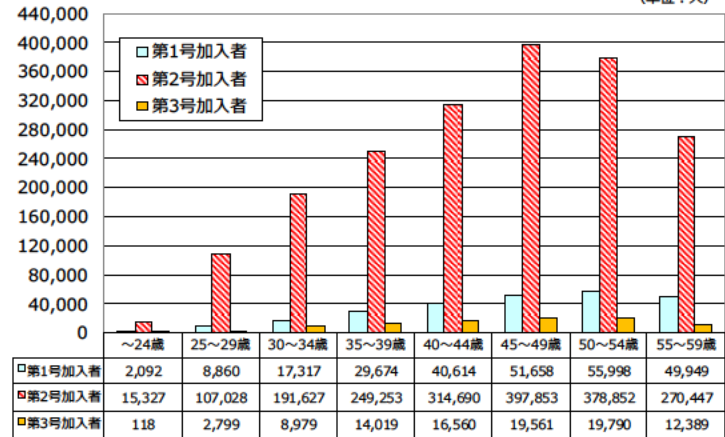
（単位：人）

合計	第1号加入者			第2号加入者			第3号加入者
	加入者	企業年金なし	企業年金あり	加入者	企業年金なし	企業年金あり	
65,264 (2.87%)	5,920 (2.31%)	25,765 (2.22%)	7,341 (2.72%)	56,797 (2.95%)	23,691 (4.81%)	2,547 (2.70%)	

3 加入者の分布状況

① 年齢別分布

（単位：人）



② 男女別分布

（単位：人）

男	女	計
1,333,761 (58.6%)	941,693 (41.4%)	2,275,454 (100.0%)

③ 運営管理機関業態別加入者等

（単位：機関、人）

業態	機関	加入者	運用指図者	合計	シェア
都市銀行	4	359,427	198,765	558,192	18.4%
地方銀行	47	174,901	55,853	230,760	7.6%
信用金庫	67	31,073	7,673	38,746	1.3%
信用組合	0	0	0	0	0.0%
証券	8	1,101,058	167,871	1,268,929	41.7%
生命保険	6	40,531	92,143	132,674	4.4%
損害保険	3	245,455	102,243	347,698	11.4%
専業会社等	6	85,440	121,197	206,637	6.8%
投信会社	3	11,870	1,482	13,352	0.4%
計	157	2,275,454	766,286	3,041,740	100.0%

4 登録事業所

622,891事業所

5 中小事業主掛金納付制度（iDeCoプラス） （中小事業主掛金の拠出対象予定者）

3,843 事業所
24,165 人

iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入者等について

	2018年3月時点 (新規加入者は4月～3月累計)	2019年3月時点 (新規加入者は4月～3月累計)	2020年3月時点 (新規加入者は4月～3月累計)	2021年3月時点 (新規加入者は4月～3月累計)	2021年9月時点 (新規加入者は4月～9月累計)	2021年12月時点 (新規加入者は10月～12月累計)
第1号加入者	120,144人 (うち新規加入者44,516人)	148,326人 (うち新規加入者40,246人)	177,857人 (うち新規加入者41,357人)	216,848人 (うち新規加入者51,209人)	244,805人 (うち新規加入者37,092人)	256,162人 (うち新規加入者15,815人)
第2号加入者	710,381人 (うち新規加入者383,446人)	1,024,319人 (うち新規加入者337,459人)	1,331,649人 (うち新規加入者347,832人)	1,647,649人 (うち新規加入者364,821人)	1,841,023人 (うち新規加入者220,425人)	1,925,077人 (うち新規加入者97,241人)
第3号加入者	23,198人 (うち新規加入者16,592人)	37,392人 (うち新規加入者14,733人)	53,308人 (うち新規加入者15,795人)	74,547人 (うち新規加入者21,479人)	88,423人 (うち新規加入者14,846人)	94,215人 (うち新規加入者6,529人)
計	853,723人 (うち新規加入者444,554人)	1,210,037人 (うち新規加入者392,438人)	1,562,814人 (うち新規加入者404,984人)	1,939,044人 (うち新規加入者437,509人)	2,174,251人 (うち新規加入者272,363人)	2,275,454人 (うち新規加入者119,585人)
登録事業所	323,579事業所	404,074事業所	482,399事業所	559,260事業所	603,703事業所	622,891事業所

参考1：年単位拠出（2021年12月時点）

計 (年単位拠出届出率)	2021年12月時点		
	第1号加入者	第2号加入者	第3号加入者
65,264人 (2.87%)	5,920人 (2.31%)	56,797人 (2.95%)	2,547人 (2.70%)

参考2：中小事業主掛金納付制度（iDeCoプラス）（2021年12月時点）

実施事業所 (中小事業主掛金の拠出対象予定者)	3,843事業所 (24,165人)
----------------------------	-----------------------

※実施事業所数は、対象従業員全員が申込手続き未了等の場合、変動する可能性がある。

※iDeCoプラス申請時における中小事業主掛金の拠出対象予定者を計上している。

○ 令和2年5月に成立した年金制度改正法等により、今後、iDeCoの更なる充実が予定されている。

① iDeCoの加入可能年齢の引上げ（令和4年5月施行）

（現行）国民年金被保険者のうち60歳未満のもの

（改正後）2号被保険者（被用者）について原則65歳未満に引き上げられるとともに、2号被保険者以外の国民年金任意加入被保険者※もiDeCoに加入可能とする。

※ 保険料納付済期間等が480月未満の65歳未満の任意加入被保険者。

② 企業型DC（企業型確定拠出年金）とiDeCoの同時加入の要件緩和（令和4年10月施行）

（現行）企業型DC加入者がiDeCoに加入できるのは、現行は労使合意に基づく規約の定めがある企業に限定。

（改正後）規約の定めがなくてもiDeCoに加入できるように改善を図る。

具体的には、企業型DCの事業主掛金とiDeCo掛金の合算管理の仕組みを構築し、DC（確定拠出年金）全体の拠出限度額（月額5.5万円）から企業型DCの事業主掛金を控除した残余の範囲（月額2万円以内）で、企業型DCとiDeCoに同時加入できるようにする。 ※ 上記の「5.5万円」、「2万円」は、企業型DCとDB（確定給付型）に加入している場合はそれぞれ2.75万円、1.2万円となる。

③ DB（確定給付企業年金）加入者のiDeCo拠出限度額の引上げ（令和6年12月施行）

（現行）DB加入者のiDeCo拠出限度額は月額1.2万円

（改正後）DB加入者のiDeCo拠出限度額は月額2万円に引き上げ。

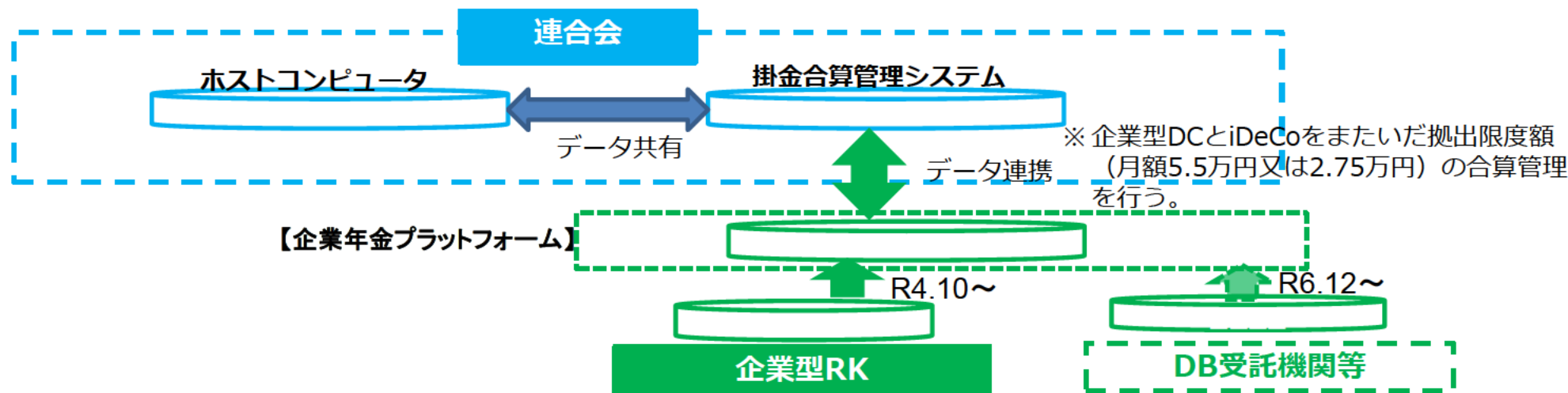
ただし、DC全体の拠出限度額（月額5.5万円）からDBの掛金相当額と企業型DCの事業主掛金を控除した残余の範囲とする。

※ このほか、iDeCoの受給開始時期の拡大（iDeCoの受給開始の上限年齢を75歳に引き上げ）、ポータビリティの改善（終了したDBからiDeCoへの年金資産の移換の実施）等も実施。

※ iDeCoプラス（中小事業主掛金納付制度）の対象事業主の拡大等は令和2年10月に実施。

令和4年10月からの企業型DCとの合算管理について

- 令和2年の法改正等により、令和4年10月から、企業型DCの事業主掛金とiDeCo掛金の合算管理の仕組みを構築することで、企業型DC規約の定めや事業主掛金の上限の引下げがなくても、企業型DC加入者がiDeCoに同時加入し、DC全体の拠出限度額（月額5.5万円）から事業主掛金を控除した残余の範囲（月額2万円以内）で掛金を拠出できるようになる。（企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和）
（注）DB等の他制度にも加入している場合、上記の「5.5万円」、「2万円」はそれぞれ「2.75万円」、「1.2万円」となる。
 - 上記の合算管理の実施にあたり、連合会においては、事業主掛金を控除したiDeCoの掛金額の上限額を確認する必要がある。
こうした事務を効果的・効率的に実施するために、企業年金連合会において整備する「企業年金プラットフォーム（PF）」を活用し、企業型DCの実施事業主が、記録関連運営管理機関（企業型RK）を経由してデータ連携することにより、掛金の合算管理を行う仕組みを構築することとしている。
 - 具体的には、以下により企業型DCの事業主掛金とiDeCo掛金の合算管理を行う。
 - ① 企業年金連合会において企業年金PFを構築し、企業型RKは企業型DC加入者の必要なデータを月次で登録
 - ② 連合会において、掛金合算管理システムを新たに構築し、ホストコンピュータとの間で必要なデータを共有。掛金合算管理システムを経由して、iDeCo加入者の必要なデータを企業年金PFに連携
 - ③ 企業年金PFにおいて月次で、①の企業型DC加入者と②のiDeCo加入者とのデータ突合を行い、結果を掛金合算管理システムに連携
 - ④ ③で得られたデータを基に、連合会においてiDeCoの掛金の上限額の確認及び上限額の変更等の手続を実施
- ※ 今回構築した企業年金PFを活用して、令和6年12月施行のDBの掛金相当額も含めた合算管理にも対応していく。
- ※ また、DB等の掛金相当額も含めた合算管理の始まる令和6年12月以降には、加入時の事業主証明の廃止及び年1回の事業主の資格確認の事務が廃止される予定。

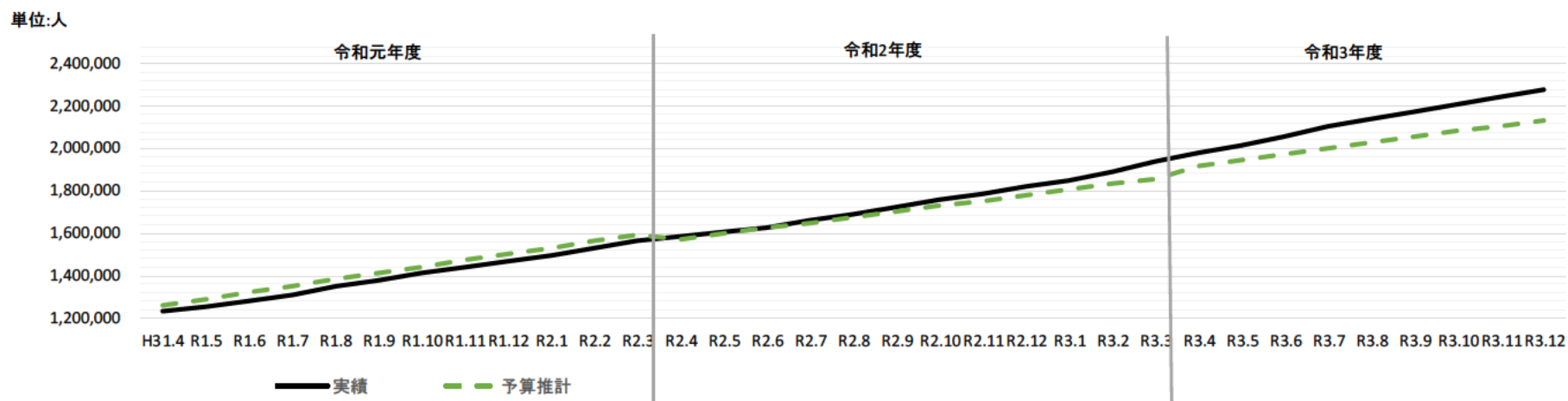


- 政府のデジタル改革の対応に向けては、令和2年12月に「デジタルガバメント実行計画」や「規制改革実施計画」(令和3年6月)等において、iDeCo業務についても、マイナポータルとの連携等の対応を求められてきた。
- デジタル庁発足後、令和3年12月には「デジタル社会の形成に関する重点計画」が策定され、上記内容等も踏まえた工程表を基に、令和4年年央にむけて、具体的な施策を盛り込んだ次期の重点計画の策定を目指すこととされている。
 - ※ 令和3年12月の重点計画の策定に伴い、令和2年12月の「デジタルガバメント実行計画」は廃止

(iDeCoに関連する内容)

- ① マイナポータルから連携できる控除証明書等の拡大
- ② マイナンバー制度における情報連携の拡大
- ③ 公金受取口座の利用促進
- ④ マイナンバーを用いた加入手続のオンライン化
- ⑤ マイナポータル等を活用した手続のオンライン化 等

1 加入者の推移及び見込み件数(令和元年度～令和3年度(12月まで))



(1) 加入の状況

① 令和2年度の新規加入者は、月平均約36,500人。令和3年度(4月～12月)の新規加入者は、月平均約43,600人となっている。

② 新規加入者の令和3年度(4月～12月)の内訳は以下の通り。

※カッコ内は令和2年度

- | | | | |
|------------------|-----------|-----------------|-----------|
| ・ 第1号加入者 | 14% (11%) | ・ 第2号加入者(共済組合員) | 19% (20%) |
| ・ 第2号加入者(企業年金なし) | 49% (50%) | ・ 第3号加入者 | 5% (5%) |
| ・ 第2号加入者(企業年金あり) | 13% (14%) | | |

(2) 中小事業主掛金納付制度の状況

令和2年10月に制度を実施可能な従業員規模を100人以下から300人以下に拡大したことにより、実施事業所の月平均件数が増加(令和3年度128社/令和2年度102社)しており、令和3年12月時点の実施事業所数は、3,843社となっている。

(参考)実施事業所の状況

年度	実施事業所	(中小事業主掛金の拠出対象予定者)
令和2年度	2,687事業所	(17,007人)
令和3年度(12月時点)	3,843事業所	(24,165人)

2 事務処理センター・コールセンターの状況

(1) 事務処理センターの処理状況

単位: 件

令和3年 (a)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和3年平均	
		140,092	139,171	179,458	166,974	136,751	173,081	152,649	146,883	131,448	137,376	150,491	159,904	151,190
令和2年 (b)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和2年平均	
		111,970	134,509	143,671	127,205	114,984	130,347	119,532	124,807	130,547	135,679	132,062	152,762	129,840
前年同月比 (a)/(b)		125%	103%	125%	131%	119%	133%	128%	118%	101%	101%	114%	105%	116%

事務処理誤り等 月平均発生件数	令和3年(c)	発生率
		28
事務処理誤り等 月平均発生件数	令和2年(d)	発生率
		28

- ・ 令和3年について、手続き全体の約3割を占める加入手続きは前年比約11%増、同じく約1割を占める移換手続きは約4%減
- ・ 手続き全体の約2/3を占める諸手続きについては、全体の約1割を占める氏名・住所変更届が前年比約3割増加。

(2) コールセンターの状況

単位: 件

令和3年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和3年平均	
	入電件数(A)	16,276	33,856	23,484	20,829	18,065	15,772	13,077	12,822	11,868	15,723	22,664	16,340	18,398
前年同月比		121%	114%	107%	105%	47%	136%	125%	131%	100%	72%	83%	100%	95%
受電件数(B)	11,928	14,507	16,220	12,110	10,980	11,949	12,265	12,320	11,636	15,373	22,067	15,864	13,935	
前年同月比		119%	129%	126%	150%	182%	130%	132%	141%	115%	94%	109%	119%	124%
受電率(B/A)		73%	43%	69%	58%	61%	76%	94%	96%	98%	98%	97%	97%	-

→コールセンター機能分け開始

- ・ 令和2年(1月～12月)の受電率年間58.2%に対して、令和3年7月からコールセンターを運営管理機関用コールセンターと加入者等・事業所用コールセンターに分割したことにより、受電率は大幅に改善(令和3年7月～12月:運営管理機関用コールセンターの受電率93.7%、加入者等・事業所用コールセンターの受電率98.3%)

3 利便性向上や効率化の取組

- ・ 令和3年1月より、加入申出書と移換依頼書について、オンラインでの受付を開始。令和3年度(4月～12月)は16運営管理機関追加(累計19運営管理機関)。
- ・ 令和3年7月からコールセンターを運営管理機関用コールセンターと加入者等・事業所用コールセンターに分割し、運営管理機関用コールセンターは事務処理センターと統合させ、対応の効率化を実現(上述)。運営管理機関用コールセンターと事務処理センターは現行事業者が運営するとともに、加入者等・事業所用コールセンターは令和3年7月より新事業者において運営を開始。

1 企業型DCとiDeCoの同時加入の要件緩和に向けた周知及び広報

令和4年10月に企業型DCとiDeCoの同時加入の要件が緩和されることから、パンフレット・チラシ等の改訂、iDeCo公式サイト等のWebを活用した広報等を通じ、制度改正事項の周知・広報に取り組む。

（令和3年度における取り組み）

※ iDeCoの加入年齢の引上げ等の制度改正事項の啓発・広報のため、iDeCo公式サイトでの改修を実施。

※ iDeCo公式サイトでの充実を図るため、若い世代に向けた新たな動画コンテンツを作成。

2 iDeCoの認知度・理解度向上のための更なる取組

・パンフレット、チラシ等の運営管理機関等への配付や、国民年金基金の普及啓発・広報と連携した取組等を行う。

・確定拠出年金普及・推進協議会・幹事会の枠組みを活用したiDeCoのオンラインセミナーのほか、中小事業主に向けたiDeCoプラスのオンラインセミナーの実施等を通じ、iDeCo及びiDeCoプラスの認知度・理解度の向上のための取組を行う。

（令和3年度における取り組み）

※ 福岡県、長崎県、青森県周辺の在住者を対象にiDeCoのオンラインセミナーを実施するとともに、在住地域を限定しないオンラインセミナーも実施。

※ 福岡県については、西日本シティ銀行、福岡銀行、長崎県については、十八親和銀行、青森県については、みちのく銀行、青森銀行とそれぞれ共催し実施。

3 企業年金連合会と連携した投資教育の動画の周知・広報の実施

iDeCo加入者等への投資教育を委託した企業年金連合会が作成したiDeCoの投資教育動画の周知・広報を行うとともに、当該動画を活用した継続投資教育を実施する。

（令和3年度における取り組み）

※ 連合会がiDeCoの投資教育について業務委託を行った企業年金連合会が、「動画で学ぶiDeCo特設サイト」を作成し、令和3年12月20日から公開。

第2号議案

令和4年度 国民年金基金連合会予算(案)

[確定拠出年金事業経理]

国民年金基金連合会 令和4年度予算

予 算 総 則

(収入支出予算の総額及び区分等)

第1条 国民年金基金連合会（以下「連合会」という。）の令和4年度の収入支出予算の総額を、年金経理にあつては、収入59,383,033千円、支出45,850,223千円、業務経理にあつては、収入及び支出それぞれ1,268,879千円、事業経理事業会計にあつては、収入及び支出それぞれ1,575,698千円、事業経理給付確保会計にあつては、収入141,640,619千円、支出129,338,338千円、事業経理共同運用会計にあつては、収入152,159,665千円、支出130,445,787千円、事業経理財政調整会計にあつては、収入757,521千円、支出16,569千円、事業経理年金財政安定会計にあつては、収入1,533,462千円、支出33,543千円、確定拠出年金事業経理事業会計にあつては、収入及び支出それぞれ5,848,014千円、確定拠出年金事業経理特定業務会計にあつては、収入19,728,427千円、支出1,000千円とし、その収入の性質及び支出の目的別の区分は、別紙収入支出予算による。

(人件費及び物件費の最高限度額)

第2条 令和4年度の業務経理における人件費(役職員給与、役職員諸手当)の最高限度額を340,830千円、物件費(旅費、事務諸費)の最高限度額を223,263千円とする。

2 前項の最高限度額は、第5条の規定により経費の流用又は予備費の使用について厚生労働大臣の承認を受けた場合

において、当該流用又は使用により、これらの額を超えることとなるときは、これらの額にその超える額を加算して得た額とする。

(借入金及び翌事業年度以降にわたる債務の負担の最高限度額)

第3条 令和4年度の確定拠出年金事業経理事業会計における長期借入金の最高限度額を682,000千円とする。

(年金経理から業務経理への資金の繰入れの最高限度額)

第4条 令和4年度の年金経理から業務経理への資金の繰入れの最高限度額を912,729千円とする。

(予算の流用)

第5条 国民年金基金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令(平成3年厚生省令第9号。以下「財務会計省令」という。)第20条において準用する財務会計省令第12条第2項の規定により、相互流用又は予備費使用につき厚生労働大臣の承認を受けなければならない経費は、業務経理の次の経費とする。

ア 役職員給与

イ 役職員諸手当

ウ 経費の流用又は予備費の使用により、業務経理における令和4年度の人件費又は物件費が第2条第1項に規定する額を超えることとなる場合における当該流用又は使用に係る経費(ア及びイに掲げる経費並びに人件費から物件費へ10%以内の経費を流用する場合を除く。)

(予算の繰越)

第6条 財務会計省令第20条において準用する財務会計省令第13条第1項ただし書の規定により翌事業年度に繰り越して使用することができない経費は、業務経理における役職員給与及び役職員諸手当とする。

(収入支出予算の弾力条項)

第7条 連合会は、年金経理の支出予算又は事業経理給付確保会計若しくは事業経理共同運用会計若しくは事業経理財政調整会計若しくは事業経理年金財政安定会計の支出予算に不足を生じたときは、当該不足額を限度として年金経理又は事業経理給付確保会計若しくは事業経理共同運用会計若しくは事業経理財政調整会計若しくは事業経理年金財政安定会計の支出予算の額を増額することができる。

2 連合会は、業務経理において、会費収入の金額がこの予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として、事務費の支出予算の額を増額することができる。

3 連合会は、事業経理事業会計において、受託費収入の金額がこの予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として、事業事務費の支出予算の額を増額することができる。

4 連合会は、確定拠出年金事業経理事業会計において、手数料収入の金額がこの予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として、事業事務費及び委託費の支出予算の額を増額することができる。

5 連合会は、確定拠出年金事業経理特定業務会計において、

特定業務納付金の金額がこの予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として、特定業務交付金の支出予算の額を増額することができる。

(役員及び職員の定数の増加の禁止)

第8条 この収入支出予算の予算金額の範囲内であっても、この予算で予定した役員及び職員の定数をみだりに増加しないものとする。

収入支出予算

〔確定拠出年金事業経理〕（事業会計）

科 目	3年度予算額	4年度推計額
(収入)	千円	千円
手数料収入		
手数料	3,857,917	4,712,235
補助金収入		
事務費国庫補助金	0	0
借入金		
長期借入金	1,258,400	682,000
雑収入		
受取利息等	0	0
前年度よりの繰入金		
前年度よりの繰入金	468,483	453,779
剰余金受入金		
剰余金受入金	0	0
収入合計	5,584,800	5,848,014
(支出)		
事業事務費	2,419,738	2,668,276
役員給与	113,568	127,740
役員諸手当	118,468	136,193
人件費計	232,036	263,933
旅費	1,377	601
事業諸費	2,186,325	2,403,742
物件費計	2,187,702	2,404,343
策定委員会費		
策定委員会費	876	888
委託費	1,163,588	1,459,861
基金事務委託費	0	0
業務委託費	1,163,588	1,459,861
繰入金		
基本金へ繰入れ	1,854,099	1,339,314
雑支出		
雑支出	105,499	348,675
租税公課		
租税公課	41,000	31,000
支出合計	5,584,800	5,848,014

(収入合計)

(支出合計)

(収支差)

5,848,014千円 - 5,848,014千円 =

0千円

収入支出予算

〔確定拠出年金事業経理〕（特定業務会計）

科 目	3年度予算額	4年度推計額
(収入)	千円	千円
納付金		
特定業務納付金	21,208,000	19,728,427
収入合計	21,208,000	19,728,427
(支出)		
交付金		
特定業務交付金	1,000	1,000
支出合計	1,000	1,000

(収入合計)

(支出合計)

(収支差)

19,728,427千円 -

1,000千円 =

19,727,427千円

令和4年度収入支出予算【確定拠出年金事業経理】

収入					
大分類	中分類	令和3年度予算額	令和4年度予算額	増減	主な増減理由
手数料収入		3,857,917	4,712,235	854,318	【加入者数見込み】 新規加入者数見込み〔39.60万人⇒47.79万人〕 ・制度改正（企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和）〔3.2万人〕 現存加入者数見込み〔248万人⇒310万人〕 ・制度改正（加入可能年齢の拡大）〔4.4万人〕 【増減理由】 制度改正での影響額 ・111,072千円（企業型DC加入者のiDeCoの加入要件緩和 85,491千円、加入可能年齢の拡大 25,581千円） 自然増 ・743,246千円
	手数料	3,857,917	4,712,235	854,318	
借入金		1,258,400	682,000	△ 576,400	制度改正の実施のためのシステム開発費 〔1,258,400千円 ⇒ 682,000千円〕
	借入金収入	1,258,400	682,000	△ 576,400	
前年度よりの繰入金		468,483	453,779	△ 14,704	
	前年度よりの繰入金	468,483	453,779	△ 14,704	
剰余金受入金		0	0	0	
	剰余金受入金	0	0	0	
収入合計		5,584,800	5,848,014	263,214	

支出					
大分類	中分類	令和3年度予算額	令和4年度予算額	増減	主な増減理由
事業事務費		2,419,738	2,668,276	248,538	
	役職員給与	113,568	127,740	14,172	職員の増加
	役職員諸手当	118,468	136,193	17,725	
	旅費	1,377	601	△ 776	
	事業諸費	2,186,325	2,403,742	217,417	各種通知書等の発送経費
					〔226,131千円 ⇒ 299,526千円〕
					掛金収納経費〔637,042千円 ⇒ 751,618千円〕
					他年金業務経費〔148,751千円 ⇒ 214,209千円〕
繰入金		1,854,099	1,339,314	△ 514,785	制度改正の実施のためのシステム開発費
	基本金へ繰入れ	1,854,099	1,339,314	△ 514,785	〔1,258,400千円 ⇒ 682,000千円〕
策定委員会費		876	888	12	
	委員報酬補償費	876	888	12	
委託費		1,163,588	1,459,861	296,273	事務処理センター経費
	業務委託費	1,163,588	1,459,861	296,273	〔1,048,862千円 ⇒ 1,336,194千円〕
雑支出		105,499	348,675	243,176	長期借入金返済〔99,009千円 ⇒ 338,000千円〕
	雑支出	105,499	348,675	243,176	
租税公課		41,000	31,000	△ 10,000	
	租税公課	41,000	31,000	△ 10,000	
支出合計		5,584,800	5,848,014	263,214	

[参考1]

〔確定拠出年金事業経理〕(事業会計)「事業諸費」の内訳について

(単位:千円)

内 訳	令和3年度予算額	令和4年度推計額	増▲減額	備 考
1 印刷製本費	45,671	53,758	8,087	[増要因] 加入者の増加に伴う通知書等の増
2 通信運搬費	288,524	376,163	87,639	[増要因] 加入者の増加に伴う通知書等の送料の増
3 掛金収納費	637,042	751,618	114,576	[増要因] 加入者の増加に伴う増
4 雑役務費(封入封緘等)	307,847	351,074	43,227	[増要因] 他年金業務の調査件数の増加に伴う増
5 電子計算機関係経費	476,035	623,877	147,842	[増要因] 加入者の増加に伴う増
6 システム開発経費	329,763	135,003	▲ 194,760	[減要因] 制度改正の実施のためのシステム開発費の減 [1,258,400千円 ⇒ 682,000千円]
7 その他経費(借料損料等)	101,443	112,249	10,806	
(再掲)広報関係経費	57,567	40,628	▲ 16,939	
事業諸費 計	2,186,325	2,403,742	217,417	

[参考2]

[確定拠出年金事業経理](事業会計)「業務委託費」の内訳について

(単位:千円)

内 訳	令和3年度予算額	令和4年度推計額	増▲減額	備 考
1 事務処理センター	1,048,862	1,336,194	287,332	[増要因] 加入者増加に伴う処理件数の増
2 コールセンター	89,404	98,345	8,941	
3 書類保管経費	2,112	2,112	0	
4 広報業務委託費用	23,210	23,210	0	
業務委託費 計	1,163,588	1,459,861	296,273	

予 定 損 益 計 算 書

(確定拠出年金事業経理・事業会計)

(単位：千円)

費 用 勘 定				収 益 勘 定			
大 分 類	中 分 類	令和3年度予算額	令和4年度推計額	大 分 類	中 分 類	令和3年度予算額	令和4年度推計額
事業事務費		2,419,738	2,668,276	手数料収入			
	役職員給与	113,568	127,740		手数料	3,857,917	4,712,235
	役職員諸手当	118,468	136,193				
	旅費	1,377	601	補助金収入			
	事業諸費	2,186,325	2,403,742		事務費国庫補助金	0	0
策定委員会費		876	888	雑収入			
	委員報酬補償費	496	496		受取利息等	0	0
	委員旅費	198	198				
	策定委員会需用費	179	191	前年度よりの繰入金			
	策定委員会会議費	3	3		前年度よりの繰入金	468,483	453,779
委託費							
	業務委託費	1,163,588	1,459,861	剰余金受入金			
繰入金					剰余金受入金	0	0
	基本金へ繰入れ	1,854,099	1,339,314				
雑支出				不足金			
	雑支出	731,734	844,401		当年度不足金	1,884,635	1,177,726
租税公課							
	租税公課	41,000	31,000				
剰余金							
	当年度剰余金	0	0				
計		6,211,035	6,343,740	計		6,211,035	6,343,740

予 定 貸 借 対 照 表

(確定拠出年金事業経理・事業会計)

(単位：千円)

資 産 勘 定				負 債 勘 定			
大 分 類	中 分 類	令和3年度予算額	令和4年度推計額	大 分 類	中 分 類	令和3年度予算額	令和4年度推計額
流動資産		27,535,837	27,745,115	流動負債		27,023,346	26,597,104
	預貯金	27,489,631	27,703,143		未払金	743,331	671,846
	未収金	42,206	37,208		仮受金	25,941,961	25,461,258
	前払金	4,000	4,764		1年内返済予定長期借入金	338,054	464,000
固定資産		3,236,521	3,427,590				
	建物及び工作物	36,789	35,450	引当金			
	器具及び備品	18,786	18,844		引当金	57,541	75,261
	電話加入権	34	34				
	ソフトウェア	3,180,912	3,373,262	固定負債		2,383,727	2,590,831
					長期借入金	2,350,627	2,569,691
基本金		4,181,353	3,641,598		長期未払金	33,100	21,140
	繰越不足金	2,296,718	2,463,872	基本金			
	当年度不足金	1,884,635	1,177,726		基本金	5,489,097	5,551,107
計		34,953,711	34,814,303	計		34,953,711	34,814,303

予 定 損 益 計 算 書

(確定拠出年金事業経理・特定業務会計)

(単位：千円)

費 用 勘 定				収 益 勘 定			
大 分 類	中 分 類	令和3年度予算額	令和4年度推計額	大 分 類	中 分 類	令和3年度予算額	令和4年度推計額
交 付 金				納 付 金			
	特定業務交付金	0	0		特定業務納付金	0	0
	計	0	0		計	0	0

予 定 貸 借 対 照 表

(確定拠出年金事業経理・特定業務会計)

(単位：千円)

資 産 勘 定				負 債 勘 定			
大 分 類	中 分 類	令和3年度予算額	令和4年度推計額	大 分 類	中 分 類	令和3年度予算額	令和4年度推計額
流動資産		271,658,936	291,387,363	特定管理資産			
	預貯金	271,158,936	290,887,363		特定管理資産	271,658,936	291,387,363
	未収金	500,000	500,000				
	計	271,658,936	291,387,363		計	271,658,936	291,387,363

加入者数等の推計

第55回規約策定委員会
第2号議案 参考資料
令和4年3月9日

(単位：百人)

年度	加入者						運用指図者				自動移換者			【参考】 企業型年金加入資格喪失による移換者 (a2+C+F)
	新規加入者 (A)			加入資格喪失者 (B)	年度末現存加入者 (前年度末現存加入者 + A - B)	運用指図者増加 (C+D)		運用指図者喪失者 (E)	年度末現存運用指図者 (前年度末現存運用指図者 + C + D - E)	新規自動移換者 (F)	自動移換喪失者 (G)	年度末現存自動移換者 (前年度末現存自動移換者 + F - G)		
	新規加入者 (狭義) (a1)	企業型からの移行者 (a2)	運用指図者からの移行者 (a3)			新規運用指図者 (C)	加入者から運用指図者への移行者 (D)							
H29年度実績	4,446	3,874	435	136	218	8,537	670	210	607	5,326	1,157	229	7,342	2,263
H30年度 "	3,924	3,289	499	136	361	12,100	757	352	684	5,750	1,340	835	7,848	2,596
R1年度 "	4,050	3,295	597	159	522	15,628	842	509	771	6,330	1,513	388	8,973	2,952
R2年度 "	4,375	3,531	650	194	613	19,390	895	596	787	7,035	1,436	456	9,953	2,982
R3年度推計	4,953	3,991	737	225	763	23,581	942	740	911	7,805	1,318	498	10,774	2,996
R4年度 "	4,779	3,926	661	192	447	27,913	992	856	965	8,688	1,318	521	11,570	2,971
R5年度 "	5,076	4,236	660	180	564	32,425	1,042	1,008	1,074	9,663	1,318	558	12,331	3,020
R6年度 "	5,076	4,236	660	180	718	36,783	1,092	1,157	1,193	10,719	1,318	593	13,056	3,070
R7年度 "	5,076	4,236	660	180	868	40,991	1,142	1,301	1,321	11,841	1,318	626	13,748	3,120
R8年度 "	5,076	4,236	660	180	1,012	45,056	1,192	1,440	1,456	13,017	1,318	658	14,409	3,170
R9年度 "	5,076	4,236	660	180	1,585	48,547	1,242	1,569	1,596	14,230	1,318	688	15,039	3,220
R10年度 "	5,076	4,236	660	180	1,743	51,880	1,292	1,683	1,740	15,464	1,318	717	15,640	3,270
R11年度 "	5,076	4,236	660	180	1,857	55,099	1,342	1,793	1,886	16,713	1,318	744	16,214	3,320

※1 新規加入者 (A)

- ・R3年度推計は、R3年9月までの実績に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等による変動も考慮し、H31年4月～R3年9月実績の月平均の6カ月分を加算して算出。
- ・R4年度は、H31年4月～R3年9月実績の平均約3.7万人/月をベースラインとして、R4年10月以降は法改正の効果を見込み、約4.2万人/月と設定。
- ・R4年10月以降、R2年法改正の効果として、①前回法改正 (H29年1月適用拡大) 時の共済の新規加入率 (3カ年平均約2%) (注1)、②企業型DC加入者のうちR2年法改正によってiDeCo加入可能となることが見込まれる者 (注2) (約318.8万人) から、①×②約5,300人/月 (約6.4万人/年) と設定。新規加入者 (狭義) (a1) に加算。
(注1) R2年法改正により企業型DC加入者が「新たに (iDeCo加入を認める労使合意に基づく規約の定め等の外部的な) 制約なくiDeCoに加入可能となる効果を見込むに当たり、前回法改正時に外部的な制約なくiDeCo加入可能となった「共済加入者」の新規加入率 (3カ年平均約2%) を用いることとした。
(注2) R2年法改正により企業型DC加入者のうち「新たに制約なくiDeCoに加入可能となる見込まれる者」を推計するに当たり、企業型DC加入者 (750万人) から「マッチング拠出がある」規約の定めがある加入者の数を控除して、推計した。
- ・R5年度以降は、R4年度と同様に約4.2万人/月 (50.8万人/年) と設定。

※2 新規運用指図者 (C+D)

- ・R3年度推計は、R3年9月までの実績に、直近1年の実績の1/2を加算して算出。
- ・R4年度以降は、新規運用指図者 (C) がR3年度増加見込み分の5,000人ずつ毎年増加すると設定。これに加入者からの移行者を加算。

※3 新規自動移換者 (F)

- ・R3年度推計は、R3年9月までの実績に、直近1年の実績の1/2を加算して算出。
- ・R3年度以降は、R3と同数が新規自動移換者となると設定。

※4 新規加入者等の年度末現存者

- ・新規加入者等から資格喪失者を控除して算出。資格喪失者は直近1年の平均喪失率から算出した人数からR4年5月の法改正により60歳以降も継続加入すると見込まれる者 (約4,000人/月) を控除して算出。

※5 R6年12月施行分の制度改正の効果は含まれない。

企業型DCとの同時加入要件緩和に伴う新規加入者数見込みの考え方

【新規加入者数見込みの考え方】

- これまでの加入者の増加見込みを基本とした上で、令和4年度施行分の法改正影響を加味して推計。
- 新規加入者数見込みについては、次の考え方で推計。
 - ・ 令和3年度は、令和3年9月までの実績に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等による変動も考慮し、平成31年4月～令和3年9月実績の月平均の6カ月分を加算して推計。
 - ・ 令和4年度以降は、平成31年4月～令和3年9月実績の月平均約3.7万人をベースラインとする。
 - ・ 令和4年10月以降、企業型DCとの同時加入要件緩和の効果として、①×②＝約5,300人/月(約6.4万人/年)と設定して、新規加入者数(狭義)に加算(約4.2万人/月)

(①×②の考え方)

① 前回法改正(平成29年1月)時の共済(公務員等)の新規加入率(3カ年平均約2%)

※1 令和2年法改正により、企業型DC加入者は、iDeCo加入を認める労使合意に基づく規約の定め等の外部的制約がなく加入可能となることとなる。

※2 前回改正時に適用拡大した第2号加入者(企業年金加入者、共済加入者)のうち、外部的制約なくiDeCo加入が可能であったのは、共済加入者であったことから、※1の効果を見込むに当たっては、前回法改正時の共済加入者の新規加入率(平成29年1月からの3カ年平均約2%)を用いることとした。

② 企業型DC加入者のうち、令和2年法改正によってiDeCo加入可能となると見込まれる者(約318.8万人/年)

※ 企業型DC加入者(約750万人)のうち、以下の者を控除して推計。

- ・「マッチング拠出がある者」(マッチング拠出かiDeCoかの選択が必要となる者)(企業型DC加入者の約50%)
- ・「既に企業型DC規約にiDeCo加入を認める労使合意に基づく定めがあり、iDeCo加入可能である者」(マッチング拠出がない企業のうち約15%)

- 以上の考え方により、新規加入者数(広義)について、令和4年度は約47.8万人/年、令和5年度以降は約50.8万人/年と見込んでいる。

	新規加入者(広義)(A)	新規加入者(狭義)(a1)	備考
令和3年度予算での推計	・ R3年度～ (R3年度実績) 約39.6万人/年 約49.5万人/年)※10月以降は推計値	・ R3年度以降 約3.3万人/月	・ 法改正影響は含まない。
今回の推計	・ R4年度 約47.8万人/年 ・ R5年度～ 約50.8万人/年	・ R4年4月～9月 約3.7万人/月 ・ R4年10月～ 約4.2万人/月	・ R4.10月施行分の法改正影響を含む。 ※R6.12月施行の影響は含まない。

今後の収支見通し

(令和4年2月作成)

(単位：百万円)

年度	総事業費	手数料収入	剰余金繰入金	長期借入金	長期借入返済	長期借入残高	
						平成28年改正分 ※1	令和2年改正分等 ※2
3年度	4,999	4,294	468	1,258	99	1,220	1,468
4年度	5,509	4,712	454	682	339	881	2,150
5年度	5,324	5,327	0	480	483	398	2,630
6年度	5,528	5,861	0	400	733	0	2,696
7年度	5,277	6,377	0	0	1,100	－	1,596
8年度	6,617	6,876	0	0	259	－	1,337
9年度	6,684	7,333	0	0	649	－	688
10年度	6,378	7,744	0	0	688	－	0

< 長期借入残高について >

※1 平成28年改正分の長期借入（平成28年度及び平成29年度に借入した合計16.60億円）については、令和3年度末の借入残高が12.20億円であり、令和6年度に返済が完了すると見込んでいる。

※2 令和2年改正分、デジタル改革対応分の長期借入（令和2年度・3年度に借入する14.68億円及び令和4年度～6年度に借入を見込んでいる15.62億円の合計30.30億円）については、令和6年度から返済を開始して、令和10年度に返済が完了すると見込んでいる。

< 長期借入返済について >

・令和4年度～9年度の各年度における長期借入返済については、当該年度における収入超過額（手数料収入+剰余金繰入金+長期借入金－総事業費）で見込んでいる。

< その他 >

・手数料については、新規加入時等手数料2,829円、新規自動移換時手数料1,048円及び掛金収納等手数料105円で見込んでいる。

・総事業費については、経常経費に加え、次期法律改正（5年毎）対応の経費（令和8年度10億・令和9年度5億円）も見込んでいる。

第3号議案

個人型年金規約の一部を変更する規約(案)

個人型年金規約の一部を変更する規約（案）の概要

1. 変更理由

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第40号）の一部施行により、確定拠出年金制度における企業型確定拠出年金加入者のiDeCo加入の要件が緩和されること等に伴い、個人型年金規約の規定の整備を行う。

2. 変更概要

(1) 企業型確定拠出年金加入者のiDeCo加入の要件緩和に伴う規定の変更

（第6条、第36条、第50条、第51条、第66条の2、第71条、第71条の2、第74条、第75条、第75条の2、第99条の2、第155条）

(2) その他の変更

- ① iDeCo+にかかる届出事項の変更～登録事業所の名称変更等に対応
（第70条の3、第74条の3）
- ② 還付に係る規定の変更～老齢基礎年金の（繰上）受給に伴う還付等に対応
（第82条、第84条、第86条）
- ③ 項ずれ等による引用の変更、その他規定の整備
（第30条、第48条、第54条、第63条、第80条、第99条、
附則（平成17年4月1日公告）第2条）

3. 施行期日

令和4年10月1日から施行する。

個人型年金規約の一部を変更する規約（案）

新	旧
<p>【目次】</p> <p>第6章 運用 （第88条～第99条の2）</p> <p>（定義）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2～11 （略）</p> <p>12 この規約において「第2号加入者」とは、国民年金法第7条第1項第2号に規定する第2号被保険者（<u>企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者及び企業型年金加入者であって、企業型年金規約において確定拠出年金法施行令（平成13年政令第248号。以下「令」という。）第11条の2第1項各号のいずれかの事項を定めている企業型年金の企業型年金加入者（以下「企業型掛金拠出者等」と総称する。）</u>を除く。以下単に「第2号被保険者」という。）であって、連合会に申し出て第10項に掲げる加入者の資格を取得したものをいう。</p> <p>13・14 （略）</p> <p>15 この規約において「他制度加入者」とは、<u>令第11条第1号イからハまで又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成26年厚生労働省令第20号）第17条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成26年整備</u></p>	<p>【目次】</p> <p>第6章 運用 （第88条～第99条）</p> <p>（定義）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2～11 （略）</p> <p>12 この規約において「第2号加入者」とは、国民年金法第7条第1項第2号に規定する第2号被保険者（<u>企業型年金等対象者を除く。</u>以下単に「第2号被保険者」という。）であって、連合会に申し出て第10項に掲げる加入者の資格を取得したものをいう。</p> <p>13・14 （略）</p> <p>15 この規約において「他制度加入者」とは、<u>確定拠出年金法施行令（平成13年政令第248号。以下「令」という。）第11条第1号イからハまでに掲げるものをいう。</u></p>

新	旧
<p>省令第3条の規定による改正前の確定拠出年金法施行規則（平成13年厚生労働省令第175号。以下「施行規則」という。）第10条第1項第3号イに掲げるものをいう。</p> <p>16～26 （略） （加入者の加入の申出）</p> <p>第30条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者は、前項までの規定にかかわらず、個人型年金の加入者としなない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 令第34条の3に定める老齢又は退職を支給事由とする年金である給付の受給権を有する者</p> <p>6 第1項から第4項までに掲げる者が加入の申出を行うときは、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出するものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第71条第1項第1号イに規定する個人型掛金拠出単位期間（同号ロに掲げる方法により加入者掛金を拠出する場合にあっては、同号ロに規定する拠出区分期間をいい、以下「拠出期間」という。）の加入者掛金の額</p> <p>三～七 （略）</p> <p>7 第2項に掲げる者にあつては、前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p>	<p>16～26 （略） （加入者の加入の申出）</p> <p>第30条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者は、前項までの規定にかかわらず、個人型年金の加入者としなない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 令第34条の2に定める老齢又は退職を支給事由とする年金である給付の受給権を有する者</p> <p>6 第1項から第4項までに掲げる者が加入の申出を行うときは、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出するものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第71条第1項に規定する個人型掛金拠出単位期間（同項ただし書の規定により加入者掛金を拠出する場合にあっては、同項に規定する拠出区分期間をいい、以下「拠出期間」という。）の加入者掛金の額</p> <p>三～七 （略）</p> <p>7 第2項に掲げる者にあつては、前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p>

新	旧
<p>(削除)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 申出者が使用される厚生年金適用事業所の事業主が企業型年金を実施していない場合にあつてはその旨、当該事業主が企業型年金を実施している場合にあつては申出者に係る企業型年金加入者の資格の有無についての当該事業主の証明書</p> <p>三～九 (略)</p> <p>8～10 (略)</p> <p>第36条 加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日（第1号に該当するに至ったときは、その翌日とし、第4号に該当するに至ったときは、当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日とし、<u>第6号（企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者に限る。）に該当するに至ったときは、企業型年金加入者掛金を拠出した月の初日とする。</u>）に加入者の資格を喪失する。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 <u>企業型掛金拠出者等</u>となったとき。</p> <p>七・八 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(中小企業退職金共済契約等の被共済者の届出等)</p>	<p>二 <u>申出者が第2号被保険者であることについての証明書</u></p> <p>三 (略)</p> <p>三 申出者が使用される厚生年金適用事業所の事業主が企業型年金を実施していない場合にあつてはその旨、当該事業主が企業型年金を実施している場合にあつては申出者に係る企業型年金加入者の資格の有無（<u>企業型年金加入者の資格を有している場合には、令第11条第1号に規定する個人型年金同時加入制限者又は同条第3号に規定する個人型年金同時加入可能者のいずれに該当するかの別を含む。</u>）についての当該事業主の証明書</p> <p>四～十 (略)</p> <p>8～10 (略)</p> <p>第36条 加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日（第1号に該当するに至ったときは、その翌日とし、第4号に該当するに至ったときは、当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日とする。）に加入者の資格を喪失する。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 <u>企業型年金等対象者</u>となったとき。</p> <p>七・八 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(中小企業退職金共済契約等の被共済者の届出等)</p>

新	旧
<p>第48条 加入者は、第30条第7項第<u>7</u>号イからホまでに掲げる者又は小規模企業共済法（昭和40年法律第102号）第2条第3項に規定する共済契約者（以下「小規模企業共済契約者」という。）の資格を取得したとき（第1号加入者となった日前に当該資格を取得していた場合を含む。）又は当該資格を喪失したときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（第2号加入者の届出）</p> <p>第50条 第2号加入者<u>のうち企業型年金に加入していない第1号等厚生年金被保険者であって、1月当たりの加入者掛金の額が1万2千円を上回るものは、毎年1回、確定給付企業年金の加入者及び石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑外員に係る資格の有無に関する事項を連合会に届け出なければならない。</u></p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 第1項の届出に当たっては、第30条第7項第<u>2</u>号から第<u>6</u>号までに掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>7 （略）</p> <p>8 第2号加入者は、<u>企業型年金加入者、確定給付企業年金の加入者、国家公務員共済組合若しくは地方公務員等共済組合の組合員、私立学</u></p>	<p>第48条 加入者は、第30条第7項第<u>8</u>号イからホまでに掲げる者又は小規模企業共済法（昭和40年法律第102号）第2条第3項に規定する共済契約者（以下「小規模企業共済契約者」という。）の資格を取得したとき（第1号加入者となった日前に当該資格を取得していた場合を含む。）又は当該資格を喪失したときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（第2号加入者の届出）</p> <p>第50条 第2号加入者は、毎年1回、<u>次の各号に掲げる資格の有無に関する事項を連合会に届け出なければならない。</u></p> <p>一 <u>企業型年金加入者</u></p> <p>二 <u>確定給付企業年金の加入者</u></p> <p>三 <u>国家公務員共済組合の組合員又は地方公務員等共済組合の組合員</u></p> <p>四 <u>私立学校教職員共済制度の加入者</u></p> <p>五 <u>石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑外員</u></p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 第1項の届出に当たっては、第30条第7項第<u>3</u>号から第<u>7</u>号までに掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>7 （略）</p> <p>8 第2号加入者は、<u>第1項各号に掲げる資格を取得したとき又は喪失したときは、14日以内に、次に掲げる事項を掲載した届出書を連合会</u></p>

新	旧
<p><u>校教職員共済制度の加入者又は石炭鉱業年金基金に係る坑内員若しくは坑外員の資格を取得したとき又は喪失したときは、14日以内に、次に掲げる事項を掲載した届出書を連合会に提出するものとする。</u></p> <p>一～三 (略)</p> <p>9～11 (略)</p> <p>(加入者の資格喪失の届出)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2 <u>第36条第1項第6号又は同項第7号に該当した場合を除き、前項の届出書には、加入者の資格を喪失することとなった事由及び喪失年月日を明らかにすることのできる書類の写しを添付しなければならない。</u></p> <p>(加入者の被保険者資格の種別変更の届出)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>2 第1号被保険者、第3号被保険者又は任意加入被保険者である加入者は、第2号被保険者となったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。</p> <p>一 前項第1号から第3号<u>まで</u>に掲げる事項</p> <p>二～四 (略)</p> <p>3 第1号被保険者、第2号被保険者又は任意加入被保険者である加入者は、第3号被保険者となったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。</p> <p>一 第1項第1号から第3号<u>まで</u>に掲げる事項</p>	<p>に提出するものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>9～11 (略)</p> <p>(加入者の資格喪失の届出)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2 前項の届出書には、加入者の資格を喪失することとなった事由及び喪失年月日を明らかにすることのできる書類の写しを添付しなければならない。</p> <p>(加入者の被保険者資格の種別変更の届出)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>2 第1号被保険者、第3号被保険者又は任意加入被保険者である加入者は、第2号被保険者となったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。</p> <p>一 前項第1号から第3号に掲げる事項</p> <p>二～四 (略)</p> <p>3 第1号被保険者、第2号被保険者又は任意加入被保険者である加入者は、第3号被保険者となったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。</p> <p>一 第1項第1号から第3号に掲げる事項</p>

新	旧
<p>二 (略)</p> <p>4 第1号被保険者、第2号被保険者又は第3号被保険者である加入者は、任意加入被保険者となったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。</p> <p>一 第1項第1号から第6号<u>までに</u>掲げる事項</p> <p>二 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(加入者等帳簿)</p> <p>第63条 (略)</p> <p>一～五の二 (略)</p> <p>六 法第73条において準用する法第27条第1項の規定により個人型記録関連運営管理機関が加入者等に通知した個人別管理資産額、運用の指図が行われていない個人別管理資産の額及び運用の指図に係る運用の契約ごとの持分に相当する額</p> <p>七～十五 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p><u>(企業型年金加入者に関する情報の提供)</u></p> <p><u>第66条の2 事業主は、毎月末日における次に掲げる企業型年金加入者に関する情報を当該月の翌月末日から起算して2営業日以内に、企業年金連合会を経由して連合会に通知しなければならない。</u></p> <p>一 <u>基礎年金番号、性別及び生年月日</u></p> <p>二 <u>実施事業所の名称</u></p>	<p>二 (略)</p> <p>4 第1号被保険者、第2号被保険者又は第3号被保険者である加入者は、任意加入被保険者となったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。</p> <p>一 第1項第1号から第6号に掲げる事項</p> <p>二 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(加入者等帳簿)</p> <p>第63条 (略)</p> <p>一～五の二 (略)</p> <p>六 法第73条において準用する法第27条の規定により個人型記録関連運営管理機関が加入者等に通知した個人別管理資産額、運用の指図が行われていない個人別管理資産の額及び運用の指図に係る運用の契約ごとの持分に相当する額</p> <p>七～十五 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>三 <u>事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の抛出の状況</u></p> <p>四 <u>他制度加入者への該当の有無</u></p> <p>五 <u>令34条の2に規定する企業型年金加入者への該当の有無</u></p> <p>六 <u>前各号に掲げるもののほか、加入者掛金の額が第75条に規定する抛出限度額の範囲内であることを確認するために必要な情報</u></p> <p>2 <u>事業主は、法第7条第1項の規定により記録関連業務を委託している場合には、前項の規定による通知を委託を受けた企業型記録関連運営管理機関、企業年金連合会の順に経由して行うものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定による通知は、電磁的方法により行うものとする。</u> (厚生労働大臣及び連合会への中小事業主掛金に係る届出)</p> <p>第70条の3 中小事業主が中小事業主掛金を抛出するときは、あらかじめ、<u>その名称、住所その他次の各号に掲げる事項を厚生労働大臣及び連合会に届出なければならない。</u></p> <p>一～五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(加入者掛金の抛出の方法)</p> <p>第71条 第70条の規定による加入者掛金の抛出の方法は、<u>次の各号に掲げる加入者の区分に応じて当該各号に定める方法とする。</u></p> <p>一 <u>第75条第1号、第2号、第5号又は第6号に掲げる者 次に掲げるいずれかの方法</u></p> <p>イ <u>加入者期間の計算の基礎となる期間(国民年金法の保険料の納付が行われた月(同法第88条の2、第89条第1項(第1号又は第</u></p>	<p>(厚生労働大臣及び連合会への中小事業主掛金に係る届出)</p> <p>第70条の3 中小事業主が中小事業主掛金を抛出するときは、あらかじめ、<u>次の各号に掲げる事項を厚生労働大臣及び連合会に届出なければならない。</u></p> <p>一～五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(加入者掛金の抛出の方法)</p> <p>第71条 第70条の規定による加入者掛金の抛出は、<u>加入者期間の計算の基礎となる期間(国民年金法の保険料の納付が行われた月(同法第88条の2、第89条第1項(第1号又は第3号に係る部分に限る。))又は第94条の6の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされた月を含む。第75条において「国民年金保険料納付月」という。)に限る。)</u>につき、12月から翌年11月までの12月間(加入者がこの間</p>

新	旧
<p><u>3号に係る部分に限る。)</u>又は第94条の6の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされた月を含む。第75条において「国民年金保険料納付月」という。)に限る。)につき、<u>12月から翌年11月までの12月間(加入者がこの間に、その資格を取得した場合にあってはその資格を取得した月から起算し、その資格を喪失した場合にあってはその資格を喪失した月の前月までの期間。以下「個人型掛金拠出単位期間」という。)を単位として拠出する方法</u></p> <p><u>ロ 加入者期間の計算の基礎となる期間につき、個人型掛金拠出単位期間を区分して、当該区分した期間(以下「拠出区分期間」という。)ごとに拠出する方法</u></p> <p><u>三 第75条第3号又は第4号に掲げる者 加入者期間の計算の基礎となる期間につき、個人型掛金拠出単位期間を1月ごとに区分した期間ごとに拠出する方法</u></p> <p>2 前項第1号ロに規定する拠出区分期間は、加入者が月単位で任意に個人型掛金拠出単位期間を区分した期間とする。</p> <p>(中小事業主掛金の拠出の方法)</p> <p>第71条の2 第70条の2の規定による中小事業主掛金の拠出は、加入者期間の計算の基礎となる期間につき、加入者掛金の拠出に応じて、個人型掛金拠出単位期間を単位として拠出することとする。ただし、前条第1項第1号ロに掲げる方法による加入者掛金の拠出に応じて、同号ロの区分した期間ごとに拠出することができる。</p>	<p>に、その資格を取得した場合にあってはその資格を取得した月から起算し、その資格を喪失した場合にあってはその資格を喪失した月の前月までの期間。以下「個人型掛金拠出単位期間」という。)を単位として拠出するものとする。ただし、個人型掛金拠出単位期間を区分して、当該区分した期間(以下「拠出区分期間」という。)ごとに拠出することができる。</p> <p>2 前項に規定する拠出区分期間は、加入者が月単位で任意に個人型掛金拠出単位期間を区分した期間とする。</p> <p>(中小事業主掛金の拠出の方法)</p> <p>第71条の2 第70条の2の規定による中小事業主掛金の拠出は、加入者期間の計算の基礎となる期間につき、加入者掛金の拠出に応じて、個人型掛金拠出単位期間を単位として拠出することとする。ただし、前条第1項ただし書の規定による加入者掛金の拠出に応じて、同項ただし書の規定により区分した期間ごとに拠出することができる。</p>

新	旧
<p>(加入者掛金額の変更)</p> <p>第74条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>企業型年金の事業主掛金の額又は中小事業主掛金の額</u>が引き上げられること(中小事業主掛金を拠出することとなった場合を含む。)により、<u>当該</u>中小事業主掛金の額と加入者掛金の額との合計額が第75条又は第75条の2に規定する拠出限度額を超える場合は、連合会は、加入者からの加入者掛金の額の変更の届出がなくても、当該拠出限度額から中小事業主掛金の額を控除した額に加入者掛金の額を引き下げることができるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第75条各号に掲げる加入者の区分の変更に伴う加入者掛金の額の変更、拠出区分期間の変更又は次に掲げる事項に該当する場合は、第1項の変更の回数に算入しないものとする。</p> <p>一 各加入者に係る<u>企業型年金の事業主掛金の額又は中小事業主掛金の額</u>が引き上げられること(中小事業主掛金を拠出することとなった場合を含む。)により、当該中小事業主掛金の額と当該加入者に係る加入者掛金の額との合計額が第75条又は第75条の2に規定する拠出限度額を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないように当該加入者掛金の額を<u>引き下げる</u>場合</p> <p>二 各加入者に係る<u>企業型年金の事業主掛金の額又は中小事業主掛金の額</u>が引き下げられる場合において、当該加入者に係る加入者掛金</p>	<p>(加入者掛金額の変更)</p> <p>第74条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 中小事業主掛金の額が引き上げられること(中小事業主掛金を拠出することとなった場合を含む。)により、中小事業主掛金の額と加入者掛金の額との合計額が第75条又は第75条の2に規定する拠出限度額を超える場合は、連合会は、加入者からの加入者掛金の額の変更の届出がなくても、当該拠出限度額から中小事業主掛金の額を控除した額に加入者掛金の額を引き下げることができるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第75条各号に掲げる加入者の区分の変更に伴う加入者掛金の額の変更、拠出区分期間の変更又は次に掲げる事項に該当する場合は、第1項の変更の回数に算入しないものとする。</p> <p>一 各加入者に係る中小事業主掛金の額が引上げられること(中小事業主掛金を拠出することとなった場合を含む。)により、当該中小事業主掛金の額と当該加入者に係る加入者掛金の額との合計額が第75条又は第75条の2に規定する拠出限度額を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないように当該加入者掛金の額を<u>変更する</u>場合</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>の額を引き上げる場合</u></p> <p>三～四 (略)</p> <p>(厚生労働大臣及び連合会への中小事業主掛金に係る変更の届出)</p> <p>第74条の3 第70条の3の規定による届出をした中小事業主は、その届け出た事項に変更があったとき <u>(中小事業主の名称又は住所に変更があった場合を除く)</u> は、遅滞なく、その名称、住所及び次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(<u>拠出限度額</u>)</p> <p>第75条 加入者掛金の額 (中小事業主が中小事業主掛金を拠出する場合にあっては、加入者掛金の額と中小事業主掛金の額との合計額) の拠出限度額は、加入者期間の計算の基礎となる期間の各月の末日における次の各号に掲げる加入者の区分に応じて当該各号に定める額を合計した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第2号加入者であって、次号から第5号までに掲げる者以外のもの 2万3千円</p> <p>三 第2号加入者であって、<u>企業型年金加入者</u>であるもの (次号に掲げる者を除く。) 2万円 <u>(事業主掛金の拠出に係る月であって、当該事業主掛金の額が3万5千円を上回るときは、2万円から、当</u></p>	<p>三～三 (略)</p> <p>(厚生労働大臣及び連合会への中小事業主掛金に係る変更の届出)</p> <p>第74条の3 第70条の3の規定による届出をした中小事業主は、その届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、その名称、住所及び次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(<u>拠出限度額</u>)</p> <p>第75条 加入者掛金の額 (中小事業主が中小事業主掛金を拠出する場合にあっては、加入者掛金額と中小事業主掛金の額との合計額) の拠出限度額は、加入者期間の計算の基礎となる期間の各月の末日における次の各号に掲げる加入者の区分に応じて当該各号に定める額を合計した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第2号加入者であって、次号及び第4号に掲げる者以外のもの 2万3千円</p> <p>三 第2号加入者であって、<u>個人型年金同時加入可能者</u>であるもの (次号に掲げる者を除く。) 2万円</p>

新	旧
<p><u>該事業主掛金の額から3万5千円を控除した額を控除した額</u>)</p> <p>四 <u>第2号加入者であって、企業型年金加入者であるもの（他制度加入者である者に限る。）</u> 1万2千円（<u>事業主掛金の拠出に係る月であって、当該事業主掛金の額が1万5千5百円を上回るときは、1万2千円から、当該事業主掛金の額から1万5千5百円を控除した額を控除した額</u>）</p> <p>五 <u>第2号加入者であって、企業型年金加入者でないもの（他制度加入者である者に限る。）</u> 又は厚生年金保険法第2条の5第1項第2号に規定する第2号厚生年金被保険者であるもの若しくは同項第3号に規定する第3号厚生年金被保険者であるもの 1万2千円</p> <p>六 第3号加入者 2万3千円</p> <p>第75条の2 <u>第71条第1項第1号ロに掲げる方法により加入者掛金を拠出する場合又は第71条の2第1項ただし書の規定により中小事業主掛金を拠出する場合（12月から翌年11月までの12月間に加入者の資格を喪失した後、再び加入者の資格を取得した者に係る加入者掛金を拠出する場合を含む。）におけるその拠出することとなった日に係る加入者掛金又は中小事業主掛金の額は、加入者期間の計算の基礎となる期間につき、12月からその拠出することとなった日の属する月の前月までの各月の末日における前条各号に掲げる加入者の区分に応じて当該各号に定める額（その拠出に係る拠出区分期間以前の拠出区分期間に同条第3号又は第4号に掲げる加入者の区分に係る拠出区分期間がある場合にあっては、当該拠出区分期間に係る同条第3号又は第4号に</u></p>	<p>(新設)</p> <p>四 第2号加入者であって、他制度加入者であるもの又は厚生年金保険法第2条の5第1項第2号に規定する第2号厚生年金被保険者であるもの若しくは同項第3号に規定する第3号厚生年金被保険者であるもの 1万2千円</p> <p>五 第3号加入者 2万3千円</p> <p>第75条の2 <u>第71条第1項ただし書の規定により加入者掛金を拠出する場合又は第71条の2第1項ただし書の規定により中小事業主掛金を拠出する場合（12月から翌年11月までの12月間に加入者の資格を喪失した後、再び加入者の資格を取得した者に係る加入者掛金を拠出する場合を含む。）におけるその拠出することとなった日に係る加入者掛金又は中小事業主掛金の額は、加入者期間の計算の基礎となる期間につき、12月からその拠出することとなった日の属する月の前月までの各月の末日における前条各号に掲げる加入者の区分に応じて当該各号に定める額を合計した額から、その拠出に係る拠出区分期間より前の拠出区分期間に係る加入者掛金及び中小事業主掛金の額の総額を控除した額を超えてはならない。</u></p>

新	旧
<p>掲げる加入者の区分に応じて同条第3号又は第4号に定める額を除く。)を合計した額から、その拠出に係る拠出区分期間より前の拠出区分期間に係る加入者掛金及び中小事業主掛金の額(その拠出に係る拠出区分期間より前の拠出区分期間に同条第3号又は第4号に掲げる加入者の区分に係る拠出区分期間がある場合にあつては、当該拠出区分期間に係る加入者掛金及び中小事業主掛金の額を除く。)の総額を控除した額を超えてはならない。</p> <p><u>2 第71条第1項第2号に定める方法により加入者掛金を拠出する場合におけるその拠出することとなった日に係る加入者掛金の額は、加入者期間の計算の基礎となる期間につき、その拠出することとなった日の属する月の前月の末日における前条第3号又は第4号に掲げる加入者の区分に応じて同条第3号又は第4号に定める額を超えてはならない。</u></p> <p>(加入者掛金の納付の方法の変更に関する申出)</p> <p>第80条 (略)</p> <p>2 前項の届出書には、第30条第7項第<u>1</u>号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(掛金の還付)</p> <p>第82条 連合会は、納付された加入者掛金(中小事業主が中小事業主掛金を拠出する場合にあつては、加入者掛金と中小事業主掛金)が次の各号のいずれかに該当するときは、この条及び次条から第86条までに定めるところにより、当該掛金に相当する額の還付を行うものとする。</p>	<p>(新設)</p> <p>(加入者掛金の納付の方法の変更に関する申出)</p> <p>第80条 (略)</p> <p>2 前項の届出書には、第30条第7項第<u>2</u>号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(掛金の還付)</p> <p>第82条 連合会は、納付された加入者掛金(中小事業主が中小事業主掛金を拠出する場合にあつては、加入者掛金と中小事業主掛金)が次の各号のいずれかに該当するときは、この条及び次条から第86条までに定めるところにより、当該掛金に相当する額の還付を行うものとする。</p>

新	旧
<p>一・二 (略)</p> <p>三 法令及びこの規約に定める<u>拠出限度額</u>を超えて拠出されたことが判明したとき。</p> <p>2 連合会は、毎年1回、前々年の12月分から前年の11月分までの国民年金の保険料の納付状況を勘案して、3月を基準月とし、4月に還付を行うものとする(以下「定時還付」という。)。ただし、次の各号に定める場合は、その都度還付を行うものとする(以下「随時還付」という。)</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 <u>前項各号に該当する場合であって、定時還付及び第1号から第5号までに該当しないもの。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>第84条 還付金の支払のために、還付を受ける者の個人別管理資産を取り崩すときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 随時還付を行う場合 イからニに掲げる場合の区分に応じて、イからニに定める方法により行うものとする。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>三 <u>第82条第2項第6号に定める場合 第82条に規定する還付事由が判明した時点において、第1号に規定する定時還付の方法に準じる。</u></p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 法令及びこの規約に定める限度額を超えて拠出されたとき。</p> <p>2 連合会は、毎年1回、前々年の12月分から前年の11月分までの国民年金の保険料の納付状況を勘案して、3月を基準月とし、4月に還付を行うものとする(以下「定時還付」という。)。ただし、次の各号に定める場合は、その都度還付を行うものとする(以下「随時還付」という。)</p> <p>一～五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第84条 還付金の支払のために、還付を受ける者の個人別管理資産を取り崩すときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 随時還付を行う場合 イからハに掲げる場合の区分に応じて、イからハに定める方法により行うものとする。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>2～4 (略)</p> <p>(通算拠出期間の計算)</p> <p>第86条 <u>第82条第1項第1号又は第2号に係る還付金の支払を受けた加入者等の、当該還付金に係る掛金を拠出した月は、法附則第3条第1項第6号に定める通算拠出期間に算入しないものとする。</u></p> <p>(加入者等への通知事項等)</p> <p>第99条 個人型記録関連運営管理機関は、毎年少なくとも1回、加入者等の個人別管理資産額その他次の各号に定める事項を当該加入者等に通知しなければならない。</p> <p>一 個人型記録関連運営管理機関が法第27条<u>第1項</u>の規定により加入者等に通知する日として運営管理機関が定め、あらかじめ加入者等に示した一定の期日（以下この条において「<u>今期日</u>」という。）における個人別管理資産額</p> <p>二 (略)</p> <p>三 個人型記録関連運営管理機関が法第27条<u>第1項</u>の規定により行った前回の通知の期日（以下この条において「<u>前期日</u>」という。）における個人別管理資産額</p> <p>四～十三 (略)</p> <p>2 法第27条<u>第1項</u>の規定による通知は書面により行うものとする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(加入者等が閲覧することができる事項等)</p> <p>第99条の2 個人型記録関連運営管理機関は次に掲げる事項（運用指図</p>	<p>2～4 (略)</p> <p>(通算拠出期間の計算)</p> <p>第86条 還付金の支払を受けた加入者等の、当該還付金に係る掛金を拠出した月は、法附則第3条第1項第<u>3号</u>に定める通算拠出期間に算入しないものとする。</p> <p>(加入者等への通知事項)</p> <p>第99条 個人型記録関連運営管理機関は、毎年少なくとも1回、加入者等の個人別管理資産額その他次の各号に定める事項を当該加入者等に通知しなければならない。</p> <p>一 個人型記録関連運営管理機関が法第27条の規定により加入者等に通知する日として運営管理機関が定め、あらかじめ加入者等に示した一定の期日（以下この条において「<u>今期日</u>」という。）における個人別管理資産額</p> <p>二 (略)</p> <p>三 個人型記録関連運営管理機関が法第27条の規定により行った前回の通知の期日（以下この条において「<u>前期日</u>」という。）における個人別管理資産額</p> <p>四～十三 (略)</p> <p>2 法第27条の規定による通知は書面により行うものとする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>者にあつては第2号に掲げる事項に限る。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて第2項に定めるものにより、当該加入者等が閲覧することができる状態に置かなければならない。</p> <p>二 加入者掛金及び中小事業主掛金の拠出の状況</p> <p>三 前号に掲げるもののほか、加入者掛金の拠出に資する情報</p> <p>2 前項に掲げる方法は、<u>個人型記録関連運営管理機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて加入者等の閲覧に供し、当該加入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。</u></p> <p>第155条 (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる加入者等が、<u>企業型年金加入者の資格</u>を取得した場合であつて、法第80条第1項の規定により企業型年金の資産管理機関に個人型年金の個人別管理資産を移換するときは、当該<u>企業型年金加入者</u>の加入者資格は、当該企業型年金の企業型年金加入者となつた日に喪失するものとする。ただし、当該<u>企業型年金加入者</u>が企業型年金の資産管理機関に当該個人型年金の個人別管理資産を移換した後も引き続き加入者であることを申し出たときは、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則 (平成17年4月1日公告) (抄)</p>	<p>第155条 (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる加入者等が、<u>個人型年金同時加入可能者の資格</u>を取得した場合であつて、法第80条第1項の規定により企業型年金の資産管理機関に個人型年金の個人別管理資産を移換するときは、当該<u>個人型年金同時加入可能者</u>の加入者の資格は、当該企業型年金の企業型年金加入者となつた日に喪失するものとする。ただし、当該<u>個人型年金同時加入可能者</u>が企業型年金の資産管理機関に当該個人型年金の個人別管理資産を移換した後も引き続き加入者であることを申し出たときは、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則 (平成17年4月1日公告) (抄)</p>

新	旧
<p>(第1号加入者の加入資格に関する特例)</p> <p>第2条 令和7年6月までの間、第6条第8項中「又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号。以下「平成16年改正法」という。）附則第19条第1項若しくは第2項」とあるのは、「、国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号。以下「平成16年改正法」という。）附則第19条第1項若しくは第2項又は政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成26年法律第64号。以下「平成26年改正法」という。）附則第14条第1項」と、第30条第1項中「又は平成16年改正法附則第19条第1項若しくは第2項」とあるのは、「、平成16年改正法附則第19条第1項若しくは第2項又は平成26年改正法附則第14条第1項」と、第36条第1項第6号中「若しくは平成16年改正法附則第19条第1項若しくは第2項」とあるのは、「、平成16年改正法附則第19条第1項若しくは第2項若しくは平成26年改正法附則第14条第1項」と読み替えるものとする。</p>	<p>(第1号加入者の加入資格に関する特例)</p> <p>第2条 平成37年6月までの間、第6条第8項中「又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号。以下「平成16年改正法」という。）附則第19条第1項若しくは第2項」とあるのは、「、国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号。以下「平成16年改正法」という。）附則第19条第1項若しくは第2項又は政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成26年法律第64号。以下「平成26年改正法」という。）附則第14条第1項」と、第30条第1項中「又は平成16年改正法附則第19条第1項若しくは第2項」とあるのは、「、平成16年改正法附則第19条第1項若しくは第2項又は平成26年改正法附則第14条第1項」と、第36条第1項第6号中「若しくは平成16年改正法附則第19条第1項若しくは第2項」とあるのは、「、平成16年改正法附則第19条第1項若しくは第2項若しくは平成26年改正法附則第14条第1項」と読み替えるものとする。</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年10月1日から施行する。

(加入者の申出に関する経過措置)

第2条 改正後の第30条第2項の規定により加入者になろうとする同項に掲げる者は、施行日前においても、改正後の同条第6項の規定の例により、加入者の申出書を提出することができる。この場合において、当該申出書は、施行日において同項の規定により提出されたものとみなす。

令和2年の制度改革（個人型確定拠出年金（iDeCo）関連）

＜令和2年8月の規約策定委員会にて改定済＞

企業年金連合会と委託契約締結済（令和3年4月1日）

- ・ 継続投資教育の企業年金連合会への委託（令和2年6月5日施行）
- ・ 中小事業主掛金納付制度（iDeCoプラス）の対象範囲の拡大（令和2年10月1日施行）

＜令和3年3月の規約策定委員会にて改定済＞

- ・ 脱退一時金の受給要件の見直し（令和3年4月1日施行）

＜前回（令和3年12月）の規約策定委員会にて改定済＞

- ・ 同意取得手続きが不要とされる場合の運用の方法の除外の追加（令和3年12月28日施行）
- ・ 運用の方法の除外方法の改善（令和3年12月28日施行）
- ・ 受給開始時期の選択肢の拡大（令和4年4月1日施行）
- ・ 加入可能年齢の拡大（令和4年5月1日施行）
- ・ 脱退一時金の受給要件の見直し（令和4年5月1日施行）
- ・ 制度間の年金資産の移換（ポータビリティ）の改善（令和4年5月1日施行）

＜今回の規約策定委員会で改定＞

- ・ 企業型確定拠出年金（企業型DC）加入者のiDeCo加入の要件緩和（令和4年10月1日施行）

＜令和5年度にて対応予定＞

- ・ 拠出限度額に確定給付企業年金（DB）等の他制度ごとの掛金相当額を反映（令和6年12月1日施行）

令和4年10月施行

企業型DC加入者の個人型DC(iDeCo)加入の要件緩和

令和2年改正法
による改正内容

【現行】

○ 企業型DC加入者のうちiDeCo(月額2.0万円以内)に加入できるのは、拠出限度額(DC全体で月額5.5万円以内)の管理を簡便に行うため、現行はiDeCoの加入を認める労使合意に基づく規約の定めがあって事業主掛金の上限を月額5.5万円から3.5万円に引き下げた企業の従業員に限られている。このため、ほとんど活用されていない現状にある。

- ・ 企業型DC加入者のiDeCo加入を認めている事業主は、平成31(2019)年3月末現在、事業主の約4%。
- ・ 事業主掛金の上限を引き下げない限り、当該企業型DCの加入者全員がiDeCoに加入できない。
- ・ 一方、確定給付企業年金(DB)のみの場合は、規約の定めなく、従業員はiDeCoに加入可能。

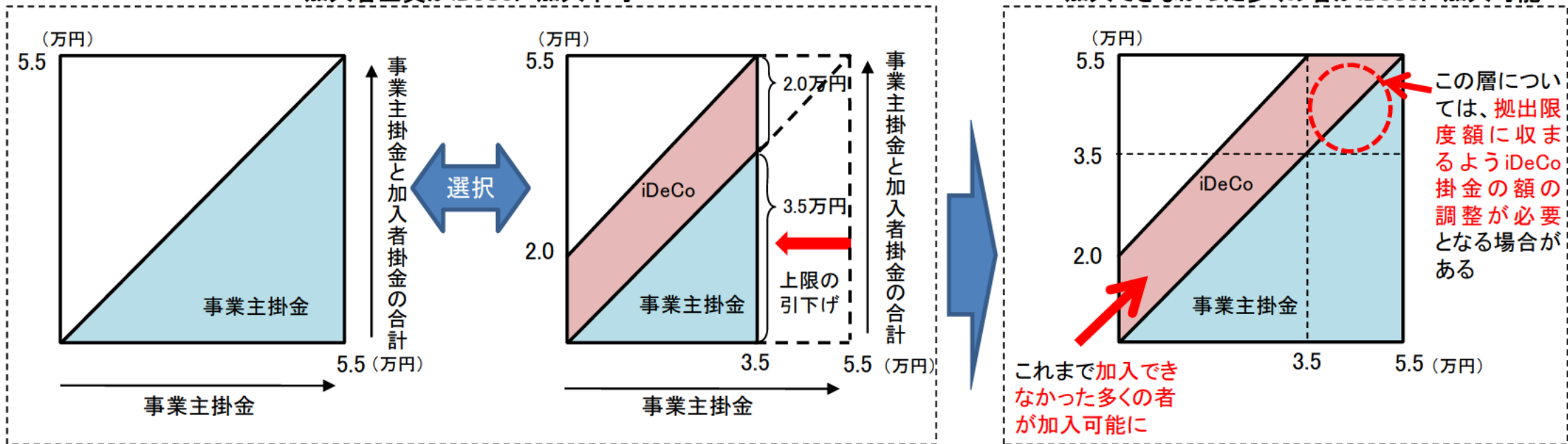
【見直し内容】

○ 掛金の合算管理の仕組みを構築することで(※)、規約の定めや事業主掛金の上限の引下げがなくても、**全体の拠出限度額から事業主掛金を控除した残余の範囲内で、iDeCo(月額2.0万円以内)に加入できるように改善を図る。**(令和4(2022)年10月施行)

(※) 事業主掛金を管理する企業型DCの記録関連運営管理機関と、iDeCo掛金を管理する国民年金基金連合会との情報連携で対応する。また、各加入者のiDeCo掛金の拠出可能見込額について、企業型DCの加入者向けのウェブサイトに表示する。

＜現行＞iDeCoの加入を認める労使合意に基づく規約の定め等がなければ、加入者全員がiDeCoに加入不可

＜見直し内容＞規約の定め等を不要とすることで、これまで加入できなかった多くの者がiDeCoに加入可能



※ 企業型DCと確定給付型を実施している場合は、5.5万円→2.75万円、3.5万円→1.55万円、2.0万円→1.2万円

企業型DC加入者のマッチング拠出とiDeCo加入の選択

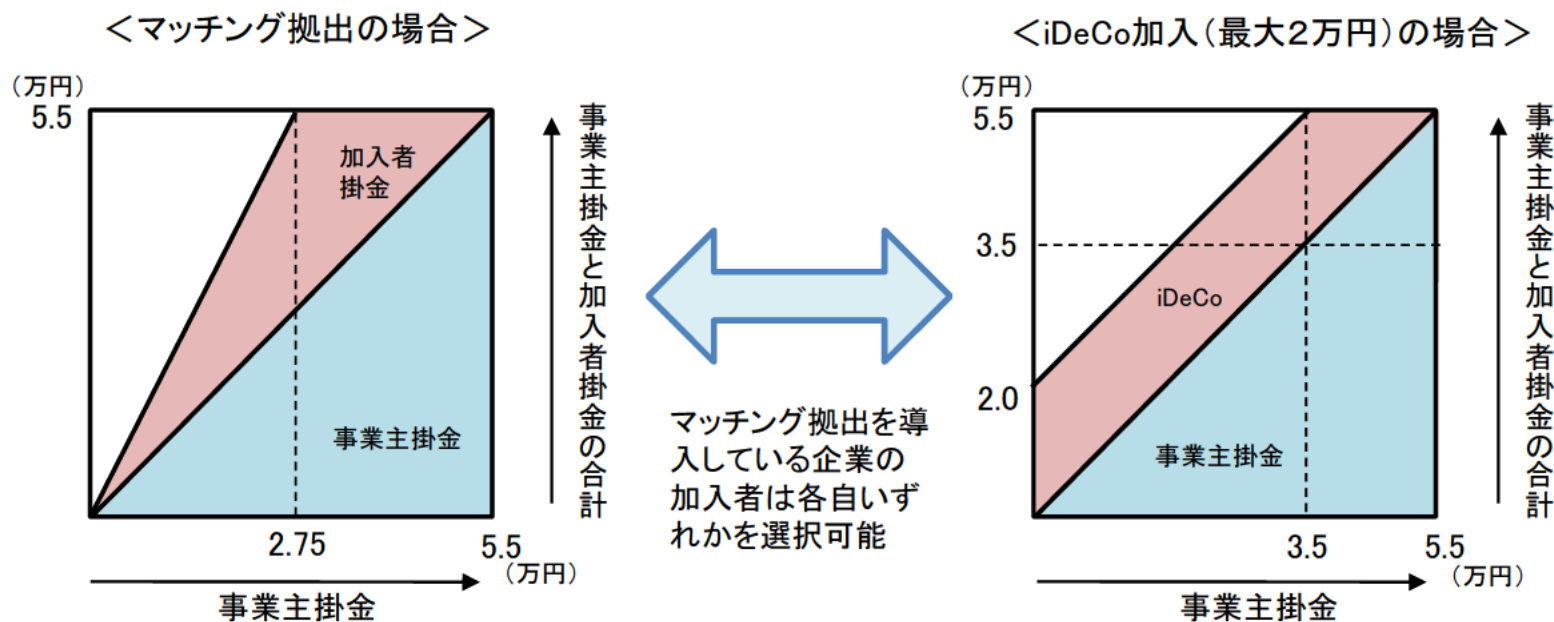
令和2年改正法
による改正内容

【現行】

- 事業主がマッチング拠出を導入している場合、現行は当該企業の企業型DC加入者はマッチング拠出しか選択肢はなく、iDeCo加入を選択することはできない。

【見直し内容】

- 規約の定めや事業主掛金の上限の引下げがなくても、企業型DC加入者がiDeCoに加入できるように改善を図ることに併せて、マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、マッチング拠出かiDeCo加入かを加入者ごとに選択できるようにする。



※ 企業型DCと確定給付型を実施している場合は、5.5万円→2.75万円、3.5万円→1.55万円、2.0万円→1.2万円

報告事項(1)

個人型年金規約の一部変更に係る理事長専決事項 個人型年金規約第17条第2項に基づく報告

令和3年12月8日から令和4年3月8日までの個人型年金規約別表第1号 変更一覧

規約改正の施行日	登録番号	運営管理機関	規約改正の概要
令和4年1月1日	667	岡三証券	再委託先受付金融機関である岡三オンライン証券への再委託を解除
令和4年1月1日	738	三井住友海上火災保険	再委託先受付金融機関である平塚信用金庫への再委託を解除
令和4年2月1日	015	損保ジャパンDC証券	再委託先受付金融機関である丸八信用組合への再委託を解除

報告事項(2)

**指定運用方法及び当該指定運用方法を選定した理由
個人型年金規約第90条の2第4項に基づく報告**

指定運用方法及び当該指定運用方法を選定した理由

運営管理機関登録番号	番号	運営管理機関名	提示を始める日	商品名	分類		選定理由	特定期間	猶予期間	
					種類	個人型年金規約第91条第1項の分類				
154	1	株式会社筑波銀行	2022.1.5	確定拠出年金傷害保険	損害保険の保険料払込み	第91条第1項五号イ	相手方 損害保険ジャパン 種類 積立型損害保険 (普通保険約款) 予定利率適用期間 5年 元本保証 あり	本商品は、他の運用商品へのスイッチング(預け替え)のための解約がいつでもでき、またいつ解約しても元本は保証される貯蓄性を重視した運用商品であるため選択しました。	3か月	4週間

個人型年金規約の一部を変更する規約（案）の概要

1. 変更理由

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第40号）の一部施行により、確定拠出年金制度における企業型確定拠出年金加入者のiDeCo加入の要件が緩和されること等に伴い、個人型年金規約の規定の整備を行う。

2. 変更概要

(1) 企業型確定拠出年金加入者のiDeCo加入の要件緩和に伴う規定の変更

（第6条、第36条、第50条、第51条、第66条の2、第71条、第71条の2、第74条、第75条、第75条の2、第99条の2、第155条）

(2) その他の変更

- ① iDeCo+にかかる届出事項の変更～登録事業所の名称変更等に対応
（第70条の3、第74条の3）
- ② 還付に係る規定の変更～老齢基礎年金の（繰上）受給に伴う還付等に対応
（第82条、第84条、第86条）
- ③ 項ずれ等による引用の変更、その他規定の整備
（第30条、第48条、第54条、第63条、第80条、第95条の2、第99条、
附則（平成17年4月1日公告）第2条）

3. 施行期日

令和4年10月1日から施行する。

個人型年金規約の一部を変更する規約（案）

新	旧
<p>【目次】</p> <p>第6章 運用 （第88条～第99条の2）</p> <p>（定義）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2～11 （略）</p> <p>12 この規約において「第2号加入者」とは、国民年金法第7条第1項第2号に規定する第2号被保険者（<u>企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者及び企業型年金加入者であって、企業型年金規約において確定拠出年金法施行令（平成13年政令第248号。以下「令」という。）第11条の2第1項各号のいずれかの事項を定めている企業型年金の企業型年金加入者（以下「企業型掛金拠出者等」と総称する。）</u>を除く。以下単に「第2号被保険者」という。）であって、連合会に申し出て第10項に掲げる加入者の資格を取得したものをいう。</p> <p>13・14 （略）</p> <p>15 この規約において「他制度加入者」とは、<u>令第11条第1号イからハまで又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成26年厚生労働省令第20号）第17条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成26年整備</u></p>	<p>【目次】</p> <p>第6章 運用 （第88条～第99条）</p> <p>（定義）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2～11 （略）</p> <p>12 この規約において「第2号加入者」とは、国民年金法第7条第1項第2号に規定する第2号被保険者（<u>企業型年金等対象者を除く。</u>以下単に「第2号被保険者」という。）であって、連合会に申し出て第10項に掲げる加入者の資格を取得したものをいう。</p> <p>13・14 （略）</p> <p>15 この規約において「他制度加入者」とは、<u>確定拠出年金法施行令（平成13年政令第248号。以下「令」という。）第11条第1号イからハまでに掲げるものをいう。</u></p>

新	旧
<p>省令第3条の規定による改正前の確定拠出年金法施行規則（平成13年厚生労働省令第175号。以下「施行規則」という。）第10条第1項第3号イに掲げるものをいう。</p> <p>16～26 （略） （加入者の加入の申出）</p> <p>第30条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者は、前項までの規定にかかわらず、個人型年金の加入者としなない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 令第34条の3に定める老齢又は退職を支給事由とする年金である給付の受給権を有する者</p> <p>6 第1項から第4項までに掲げる者が加入の申出を行うときは、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出するものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第71条第1項第1号イに規定する個人型掛金拠出単位期間（同号ロに掲げる方法により加入者掛金を拠出する場合にあっては、同号ロに規定する拠出区分期間をいい、以下「拠出期間」という。）の加入者掛金の額</p> <p>三～七 （略）</p> <p>7 第2項に掲げる者にあっては、前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p>	<p>16～26 （略） （加入者の加入の申出）</p> <p>第30条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者は、前項までの規定にかかわらず、個人型年金の加入者としなない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 令第34条の2に定める老齢又は退職を支給事由とする年金である給付の受給権を有する者</p> <p>6 第1項から第4項までに掲げる者が加入の申出を行うときは、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出するものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第71条第1項に規定する個人型掛金拠出単位期間（同項ただし書の規定により加入者掛金を拠出する場合にあっては、同項に規定する拠出区分期間をいい、以下「拠出期間」という。）の加入者掛金の額</p> <p>三～七 （略）</p> <p>7 第2項に掲げる者にあっては、前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p>

新	旧
<p>(削る)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 申出者が使用される厚生年金適用事業所の事業主が企業型年金を実施していない場合にあつてはその旨、当該事業主が企業型年金を実施している場合にあつては申出者に係る企業型年金加入者の資格の有無についての当該事業主の証明書</p> <p>三～九 (略)</p> <p>8～10 (略)</p> <p>第36条 加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日（第1号に該当するに至ったときは、その翌日とし、第4号に該当するに至ったときは、当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日とし、<u>第6号（企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者に限る。）に該当するに至ったときは、企業型年金加入者掛金を拠出した月の初日とする。</u>）に加入者の資格を喪失する。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 <u>企業型掛金拠出者等</u>となったとき。</p> <p>七・八 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(中小企業退職金共済契約等の被共済者の届出等)</p>	<p>二 <u>申出者が第2号被保険者であることについての証明書</u></p> <p>三 (略)</p> <p>三 申出者が使用される厚生年金適用事業所の事業主が企業型年金を実施していない場合にあつてはその旨、当該事業主が企業型年金を実施している場合にあつては申出者に係る企業型年金加入者の資格の有無（<u>企業型年金加入者の資格を有している場合には、令第11条第1号に規定する個人型年金同時加入制限者又は同条第3号に規定する個人型年金同時加入可能者のいずれに該当するかの別を含む。</u>）についての当該事業主の証明書</p> <p>四～十 (略)</p> <p>8～10 (略)</p> <p>第36条 加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日（第1号に該当するに至ったときは、その翌日とし、第4号に該当するに至ったときは、当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日とする。）に加入者の資格を喪失する。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 <u>企業型年金等対象者</u>となったとき。</p> <p>七・八 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(中小企業退職金共済契約等の被共済者の届出等)</p>

新	旧
<p>第48条 加入者は、第30条第7項第<u>7</u>号イからホまでに掲げる者又は小規模企業共済法（昭和40年法律第102号）第2条第3項に規定する共済契約者（以下「小規模企業共済契約者」という。）の資格を取得したとき（第1号加入者となった日前に当該資格を取得していた場合を含む。）又は当該資格を喪失したときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（第2号加入者の届出）</p> <p>第50条 <u>第2号加入者のうち企業型年金に加入していない第1号等厚生年金被保険者であって、1月当たりの加入者掛金の額が1万2千円を上回るものは、毎年1回、確定給付企業年金の加入者及び石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑外員に係る資格の有無に関する事項を連合会に届け出なければならない。</u></p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 第1項の届出に当たっては、第30条第7項第<u>2</u>号から第<u>6</u>号までに掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>7 （略）</p> <p>8 第2号加入者は、<u>企業型年金加入者、確定給付企業年金の加入者、国家公務員共済組合若しくは地方公務員等共済組合の組合員、私立学</u></p>	<p>第48条 加入者は、第30条第7項第<u>8</u>号イからホまでに掲げる者又は小規模企業共済法（昭和40年法律第102号）第2条第3項に規定する共済契約者（以下「小規模企業共済契約者」という。）の資格を取得したとき（第1号加入者となった日前に当該資格を取得していた場合を含む。）又は当該資格を喪失したときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（第2号加入者の届出）</p> <p>第50条 第2号加入者は、毎年1回、<u>次の各号に掲げる資格の有無に関する事項を連合会に届け出なければならない。</u></p> <p>一 <u>企業型年金加入者</u></p> <p>二 <u>確定給付企業年金の加入者</u></p> <p>三 <u>国家公務員共済組合の組合員又は地方公務員等共済組合の組合員</u></p> <p>四 <u>私立学校教職員共済制度の加入者</u></p> <p>五 <u>石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑外員</u></p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 第1項の届出に当たっては、第30条第7項第<u>3</u>号から第<u>7</u>号までに掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>7 （略）</p> <p>8 第2号加入者は、<u>第1項各号に掲げる資格を取得したとき又は喪失したときは、14日以内に、次に掲げる事項を掲載した届出書を連合会</u></p>

新	旧
<p><u>校教職員共済制度の加入者又は石炭鉱業年金基金に係る坑内員若しくは坑外員の資格を取得したとき又は喪失したときは、14日以内に、次に掲げる事項を掲載した届出書を連合会に提出するものとする。</u></p> <p>一～三 (略)</p> <p>9～11 (略)</p> <p>(加入者の資格喪失の届出)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2 <u>第36条第1項第6号又は同項第7号に該当した場合を除き、前項の届出書には、加入者の資格を喪失することとなった事由及び喪失年月日を明らかにすることのできる書類の写しを添付しなければならない。</u></p> <p>(加入者の被保険者資格の種別変更の届出)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>2 第1号被保険者、第3号被保険者又は任意加入被保険者である加入者は、第2号被保険者となったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。</p> <p>一 前項第1号から第3号<u>まで</u>に掲げる事項</p> <p>二～四 (略)</p> <p>3 第1号被保険者、第2号被保険者又は任意加入被保険者である加入者は、第3号被保険者となったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。</p> <p>一 第1項第1号から第3号<u>まで</u>に掲げる事項</p>	<p>に提出するものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>9～11 (略)</p> <p>(加入者の資格喪失の届出)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2 前項の届出書には、加入者の資格を喪失することとなった事由及び喪失年月日を明らかにすることのできる書類の写しを添付しなければならない。</p> <p>(加入者の被保険者資格の種別変更の届出)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>2 第1号被保険者、第3号被保険者又は任意加入被保険者である加入者は、第2号被保険者となったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。</p> <p>一 前項第1号から第3号に掲げる事項</p> <p>二～四 (略)</p> <p>3 第1号被保険者、第2号被保険者又は任意加入被保険者である加入者は、第3号被保険者となったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。</p> <p>一 第1項第1号から第3号に掲げる事項</p>

新	旧
<p>二 (略)</p> <p>4 第1号被保険者、第2号被保険者又は第3号被保険者である加入者は、任意加入被保険者となったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。</p> <p>一 第1項第1号から第6号<u>までに</u>掲げる事項</p> <p>二 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(加入者等帳簿)</p> <p>第63条 (略)</p> <p>一～五の二 (略)</p> <p>六 法第73条において準用する法第27条第1項の規定により個人型記録関連運営管理機関が加入者等に通知した個人別管理資産額、運用の指図が行われていない個人別管理資産の額及び運用の指図に係る運用の契約ごとの持分に相当する額</p> <p>七～十五 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(企業型年金加入者に関する情報の提供)</p> <p><u>第66条の2 事業主は、毎月末日における次に掲げる企業型年金加入者に関する情報を当該月の翌月末日から起算して2営業日以内に、企業年金連合会を経由して連合会に通知しなければならない。</u></p> <p>一 <u>基礎年金番号、性別及び生年月日</u></p> <p>二 <u>実施事業所の名称</u></p>	<p>二 (略)</p> <p>4 第1号被保険者、第2号被保険者又は第3号被保険者である加入者は、任意加入被保険者となったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。</p> <p>一 第1項第1号から第6号に掲げる事項</p> <p>二 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(加入者等帳簿)</p> <p>第63条 (略)</p> <p>一～五の二 (略)</p> <p>六 法第73条において準用する法第27条の規定により個人型記録関連運営管理機関が加入者等に通知した個人別管理資産額、運用の指図が行われていない個人別管理資産の額及び運用の指図に係る運用の契約ごとの持分に相当する額</p> <p>七～十五 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>三 <u>事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の抛出の状況</u></p> <p>四 <u>他制度加入者への該当の有無</u></p> <p>五 <u>令34条の2に規定する企業型年金加入者への該当の有無</u></p> <p>六 <u>前各号に掲げるもののほか、加入者掛金の額が第75条に規定する抛出限度額の範囲内であることを確認するために必要な情報</u></p> <p>2 <u>事業主は、法第7条第1項の規定により記録関連業務を委託している場合には、前項の規定による通知を委託を受けた企業型記録関連運営管理機関、企業年金連合会の順に経由して行うものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定による通知は、電磁的方法により行うものとする。</u> (厚生労働大臣及び連合会への中小事業主掛金に係る届出)</p> <p>第70条の3 <u>中小事業主が中小事業主掛金を抛出するときは、あらかじめ、その名称、住所その他次の各号に掲げる事項を厚生労働大臣及び連合会に届出なければならない。</u></p> <p>一～五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(加入者掛金の抛出の方法)</p> <p>第71条 <u>第70条の規定による加入者掛金の抛出の方法は、次の各号に掲げる加入者の区分に応じて当該各号に定める方法とする。</u></p> <p>一 <u>第75条第1号、第2号、第5号又は第6号に掲げる者 次に掲げるいずれかの方法</u></p> <p>イ <u>加入者期間の計算の基礎となる期間(国民年金法の保険料の納付が行われた月(同法第88条の2、第89条第1項(第1号又は第</u></p>	<p>(厚生労働大臣及び連合会への中小事業主掛金に係る届出)</p> <p>第70条の3 <u>中小事業主が中小事業主掛金を抛出するときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を厚生労働大臣及び連合会に届出なければならない。</u></p> <p>一～五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(加入者掛金の抛出の方法)</p> <p>第71条 <u>第70条の規定による加入者掛金の抛出は、加入者期間の計算の基礎となる期間(国民年金法の保険料の納付が行われた月(同法第88条の2、第89条第1項(第1号又は第3号に係る部分に限る。))又は第94条の6の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされた月を含む。第75条において「国民年金保険料納付月」という。)に限る。)につき、12月から翌年11月までの12月間(加入者がこの間</u></p>

新	旧
<p><u>3号に係る部分に限る。）又は第94条の6の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされた月を含む。第75条において「国民年金保険料納付月」という。）に限る。）につき、12月から翌年11月までの12月間（加入者がこの間に、その資格を取得した場合にあってはその資格を取得した月から起算し、その資格を喪失した場合にあってはその資格を喪失した月の前月までの期間。以下「個人型掛金拠出単位期間」という。）を単位として拠出する方法</u></p> <p><u>□ 加入者期間の計算の基礎となる期間につき、個人型掛金拠出単位期間を区分して、当該区分した期間（以下「拠出区分期間」という。）ごとに拠出する方法</u></p> <p><u>二 第75条第3号又は第4号に掲げる者 加入者期間の計算の基礎となる期間につき、個人型掛金拠出単位期間を1月ごとに区分した期間ごとに拠出する方法</u></p> <p>2 前項第1号ロに規定する拠出区分期間は、加入者が月単位で任意に個人型掛金拠出単位期間を区分した期間とする。</p> <p>（中小事業主掛金の拠出の方法）</p> <p>第71条の2 第70条の2の規定による中小事業主掛金の拠出は、加入者期間の計算の基礎となる期間につき、加入者掛金の拠出に応じて、個人型掛金拠出単位期間を単位として拠出することとする。ただし、前条第1項第1号ロに掲げる方法による加入者掛金の拠出に応じて、同号ロの区分した期間ごとに拠出することができる。</p>	<p><u>に、その資格を取得した場合にあってはその資格を取得した月から起算し、その資格を喪失した場合にあってはその資格を喪失した月の前月までの期間。以下「個人型掛金拠出単位期間」という。）を単位として拠出するものとする。ただし、個人型掛金拠出単位期間を区分して、当該区分した期間（以下「拠出区分期間」という。）ごとに拠出することができる。</u></p> <p>2 前項に規定する拠出区分期間は、加入者が月単位で任意に個人型掛金拠出単位期間を区分した期間とする。</p> <p>（中小事業主掛金の拠出の方法）</p> <p>第71条の2 第70条の2の規定による中小事業主掛金の拠出は、加入者期間の計算の基礎となる期間につき、加入者掛金の拠出に応じて、個人型掛金拠出単位期間を単位として拠出することとする。ただし、前条第1項ただし書の規定による加入者掛金の拠出に応じて、同項ただし書の規定により区分した期間ごとに拠出することができる。</p>

新	旧
<p>(加入者掛金額の変更)</p> <p>第74条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>企業型年金の事業主掛金の額又は中小事業主掛金の額</u>が引き上げられること(中小事業主掛金を拠出することとなった場合を含む。)により、<u>当該</u>中小事業主掛金の額と加入者掛金の額との合計額が第75条又は第75条の2に規定する拠出限度額を超える場合は、連合会は、加入者からの加入者掛金の額の変更の届出がなくても、当該拠出限度額から中小事業主掛金の額を控除した額に加入者掛金の額を引き下げることができるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第75条各号に掲げる加入者の区分の変更に伴う加入者掛金の額の変更、拠出区分期間の変更又は次に掲げる事項に該当する場合は、第1項の変更の回数に算入しないものとする。</p> <p>一 各加入者に係る<u>企業型年金の事業主掛金の額又は中小事業主掛金の額</u>が引き上げられること(中小事業主掛金を拠出することとなった場合を含む。)により、当該中小事業主掛金の額と当該加入者に係る加入者掛金の額との合計額が第75条又は第75条の2に規定する拠出限度額を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないように当該加入者掛金の額を<u>引き下げる</u>場合</p> <p>二 各加入者に係る<u>企業型年金の事業主掛金の額又は中小事業主掛金の額</u>が引き下げられる場合において、当該加入者に係る加入者掛金</p>	<p>(加入者掛金額の変更)</p> <p>第74条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 中小事業主掛金の額が引き上げられること(中小事業主掛金を拠出することとなった場合を含む。)により、中小事業主掛金の額と加入者掛金の額との合計額が第75条又は第75条の2に規定する拠出限度額を超える場合は、連合会は、加入者からの加入者掛金の額の変更の届出がなくても、当該拠出限度額から中小事業主掛金の額を控除した額に加入者掛金の額を引き下げることができるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第75条各号に掲げる加入者の区分の変更に伴う加入者掛金の額の変更、拠出区分期間の変更又は次に掲げる事項に該当する場合は、第1項の変更の回数に算入しないものとする。</p> <p>一 各加入者に係る中小事業主掛金の額が引き上げられること(中小事業主掛金を拠出することとなった場合を含む。)により、当該中小事業主掛金の額と当該加入者に係る加入者掛金の額との合計額が第75条又は第75条の2に規定する拠出限度額を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないように当該加入者掛金の額を<u>変更する</u>場合</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>の額を引き上げる場合</u></p> <p>三～四 (略)</p> <p>(厚生労働大臣及び連合会への中小事業主掛金に係る変更の届出)</p> <p>第74条の3 第70条の3の規定による届出をした中小事業主は、その届け出た事項に変更があったとき <u>(中小事業主の名称又は住所に変更があった場合を除く)</u> は、遅滞なく、その名称、住所及び次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(<u>拠出限度額</u>)</p> <p>第75条 加入者掛金の額 (中小事業主が中小事業主掛金を拠出する場合にあっては、加入者掛金の額と中小事業主掛金の額との合計額) の拠出限度額は、加入者期間の計算の基礎となる期間の各月の末日における次の各号に掲げる加入者の区分に応じて当該各号に定める額を合計した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第2号加入者であって、次号から第5号までに掲げる者以外のもの 2万3千円</p> <p>三 第2号加入者であって、<u>企業型年金加入者</u>であるもの (次号に掲げる者を除く。) 2万円 <u>(事業主掛金の拠出に係る月であって、当該事業主掛金の額が3万5千円を上回るときは、2万円から、当</u></p>	<p>三～三 (略)</p> <p>(厚生労働大臣及び連合会への中小事業主掛金に係る変更の届出)</p> <p>第74条の3 第70条の3の規定による届出をした中小事業主は、その届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、その名称、住所及び次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(<u>拠出限度額</u>)</p> <p>第75条 加入者掛金の額 (中小事業主が中小事業主掛金を拠出する場合にあっては、加入者掛金額と中小事業主掛金の額との合計額) の拠出限度額は、加入者期間の計算の基礎となる期間の各月の末日における次の各号に掲げる加入者の区分に応じて当該各号に定める額を合計した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第2号加入者であって、次号及び第4号に掲げる者以外のもの 2万3千円</p> <p>三 第2号加入者であって、<u>個人型年金同時加入可能者</u>であるもの (次号に掲げる者を除く。) 2万円</p>

新	旧
<p><u>該事業主掛金の額から3万5千円を控除した額を控除した額</u>)</p> <p>四 第2号加入者であって、<u>企業型年金加入者であるもの（他制度加入者である者に限る。）</u> 1万2千円（<u>事業主掛金の拠出に係る月であって、当該事業主掛金の額が1万5千5百円を上回るときは、1万2千円から、当該事業主掛金の額から1万5千5百円を控除した額を控除した額</u>）</p> <p>五 第2号加入者であって、<u>企業型年金加入者でないもの（他制度加入者である者に限る。）</u> 又は厚生年金保険法第2条の5第1項第2号に規定する第2号厚生年金被保険者であるもの若しくは同項第3号に規定する第3号厚生年金被保険者であるもの 1万2千円</p> <p>六 第3号加入者 2万3千円</p> <p>第75条の2 第71条第1項第1号ロに掲げる方法により加入者掛金を拠出する場合又は第71条の2第1項ただし書の規定により中小事業主掛金を拠出する場合（12月から翌年11月までの12月間に加入者の資格を喪失した後、再び加入者の資格を取得した者に係る加入者掛金を拠出する場合を含む。）におけるその拠出することとなった日に係る加入者掛金又は中小事業主掛金の額は、加入者期間の計算の基礎となる期間につき、12月からその拠出することとなった日の属する月の前月までの各月の末日における前条各号に掲げる加入者の区分に応じて当該各号に定める額（<u>その拠出に係る拠出区分期間以前の拠出区分期間に同条第3号又は第4号に掲げる加入者の区分に係る拠出区分期間がある場合にあっては、当該拠出区分期間に係る同条第3号又は第4号に</u></p>	<p>(新設)</p> <p>四 第2号加入者であって、<u>他制度加入者であるもの又は厚生年金保険法第2条の5第1項第2号に規定する第2号厚生年金被保険者であるもの若しくは同項第3号に規定する第3号厚生年金被保険者であるもの</u> 1万2千円</p> <p>五 第3号加入者 2万3千円</p> <p>第75条の2 第71条第1項<u>ただし書の規定</u>により加入者掛金を拠出する場合又は第71条の2第1項ただし書の規定により中小事業主掛金を拠出する場合（12月から翌年11月までの12月間に加入者の資格を喪失した後、再び加入者の資格を取得した者に係る加入者掛金を拠出する場合を含む。）におけるその拠出することとなった日に係る加入者掛金又は中小事業主掛金の額は、加入者期間の計算の基礎となる期間につき、12月からその拠出することとなった日の属する月の前月までの各月の末日における前条各号に掲げる加入者の区分に応じて当該各号に定める額を合計した額から、<u>その拠出に係る拠出区分期間より前の拠出区分期間に係る加入者掛金及び中小事業主掛金の額の総額を控除した額を超えてはならない。</u></p>

新	旧
<p>掲げる加入者の区分に応じて同条第3号又は第4号に定める額を除く。)を合計した額から、その拠出に係る拠出区分期間より前の拠出区分期間に係る加入者掛金及び中小事業主掛金の額(その拠出に係る拠出区分期間より前の拠出区分期間に同条第3号又は第4号に掲げる加入者の区分に係る拠出区分期間がある場合にあつては、当該拠出区分期間に係る加入者掛金及び中小事業主掛金の額を除く。)の総額を控除した額を超えてはならない。</p> <p><u>2 第71条第1項第2号に定める方法により加入者掛金を拠出する場合におけるその拠出することとなった日に係る加入者掛金の額は、加入者期間の計算の基礎となる期間につき、その拠出することとなった日の属する月の前月の末日における前条第3号又は第4号に掲げる加入者の区分に応じて同条第3号又は第4号に定める額を超えてはならない。</u></p> <p>(加入者掛金の納付の方法の変更に関する申出)</p> <p>第80条 (略)</p> <p>2 前項の届出書には、第30条第7項第<u>1</u>号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(掛金の還付)</p> <p>第82条 連合会は、納付された加入者掛金(中小事業主が中小事業主掛金を拠出する場合にあつては、加入者掛金と中小事業主掛金)が次の各号のいずれかに該当するときは、この条及び次条から第86条までに定めるところにより、当該掛金に相当する額の還付を行うものとする。</p>	<p>(新設)</p> <p>(加入者掛金の納付の方法の変更に関する申出)</p> <p>第80条 (略)</p> <p>2 前項の届出書には、第30条第7項第<u>2</u>号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(掛金の還付)</p> <p>第82条 連合会は、納付された加入者掛金(中小事業主が中小事業主掛金を拠出する場合にあつては、加入者掛金と中小事業主掛金)が次の各号のいずれかに該当するときは、この条及び次条から第86条までに定めるところにより、当該掛金に相当する額の還付を行うものとする。</p>

新	旧
<p>一・二 (略)</p> <p>三 法令及びこの規約に定める<u>拠出限度額</u>を超えて拠出されたことが判明したとき。</p> <p>2 連合会は、毎年1回、前々年の12月分から前年の11月分までの国民年金の保険料の納付状況を勘案して、3月を基準月とし、4月に還付を行うものとする(以下「定時還付」という。)。ただし、次の各号に定める場合は、その都度還付を行うものとする(以下「随時還付」という。)</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 <u>前項各号に該当する場合であって、定時還付及び第1号から第5号までに該当しないもの。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>第84条 還付金の支払のために、還付を受ける者の個人別管理資産を取り崩すときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 随時還付を行う場合 イからニに掲げる場合の区分に応じて、イからニに定める方法により行うものとする。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>三 <u>第82条第2項第6号に定める場合 第82条に規定する還付事由が判明した時点において、第1号に規定する定時還付の方法に準じる。</u></p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 法令及びこの規約に定める限度額を超えて拠出されたとき。</p> <p>2 連合会は、毎年1回、前々年の12月分から前年の11月分までの国民年金の保険料の納付状況を勘案して、3月を基準月とし、4月に還付を行うものとする(以下「定時還付」という。)。ただし、次の各号に定める場合は、その都度還付を行うものとする(以下「随時還付」という。)</p> <p>一～五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第84条 還付金の支払のために、還付を受ける者の個人別管理資産を取り崩すときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 随時還付を行う場合 イからハに掲げる場合の区分に応じて、イからハに定める方法により行うものとする。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>2～4 (略)</p> <p>(通算拠出期間の計算)</p> <p>第86条 <u>第82条第1項第1号又は第2号に係る還付金の支払を受けた加入者等の、当該還付金に係る掛金を拠出した月は、法附則第3条第1項第6号に定める通算拠出期間に算入しないものとする。</u></p> <p>(指定運用方法が提示されている場合の運用の指図の特例)</p> <p>第95条の2 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から起算して3月以上で運営管理機関が定める期間(以下「特定期間」という。)を経過してもなお個人型記録関連運営管理機関が加入者から運用の指図を受けないときは、当該個人型記録関連運営管理機関は、次項の事項及び当該指定運用方法を加入者に通知しなければならない。</p> <p>一 第90条の2第1項の規定により指定運用方法が提示されている場合であって、加入者がその資格を取得したとき <u>その後最初の加入者掛金又は中小事業主掛金の納付が行われた日</u>(事務委託先金融機関が、加入者掛金<u>又は</u>中小事業主掛金に係る個人別管理資産について、連合会から信託金として払い込みを受けた日をいう。次号において同じ。)</p> <p>二 加入者がその資格を取得している場合であって、第90条の2第1項の規定により指定運用方法が提示されたとき <u>その後最初に加入者掛金又は中小事業主掛金の納付が行われた日</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p> <p>(通算拠出期間の計算)</p> <p>第86条 還付金の支払を受けた加入者等の、当該還付金に係る掛金を拠出した月は、法附則第3条第1項第<u>3号</u>に定める通算拠出期間に算入しないものとする。</p> <p>(指定運用方法が提示されている場合の運用の指図の特例)</p> <p>第95条の2 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から起算して3月以上で運営管理機関が定める期間(以下「特定期間」という。)を経過してもなお個人型記録関連運営管理機関が加入者から運用の指図を受けないときは、当該個人型記録関連運営管理機関は、次項の事項及び当該指定運用方法を加入者に通知しなければならない。</p> <p>一 第90条の2第1項の規定により指定運用方法が提示されている場合であって、加入者がその資格を取得したとき <u>その後最初の加入者掛金及び中小事業主掛金の納付が行われた日</u>(事務委託先金融機関が、加入者掛金<u>及び</u>中小事業主掛金に係る個人別管理資産について、連合会から信託金として払い込みを受けた日をいう。次号において同じ。)</p> <p>二 加入者がその資格を取得している場合であって、第90条の2第1項の規定により指定運用方法が提示されたとき <u>その後最初に加入者掛金及び中小事業主掛金の納付が行われた日</u></p> <p>2 (略)</p>

新	旧
<p>3 前項の「未指図個人別管理資産」とは、個人別管理資産のうち、第1項の規定による通知に係る猶予期間が終了する日までに運用の指図が行われていないもの及び同日後に納付される加入者掛金又は中小事業主掛金について運用の指図が行われていないものをいう。</p> <p>(加入者等への通知事項等)</p> <p>第99条 個人型記録関連運営管理機関は、毎年少なくとも1回、加入者等の個人別管理資産額その他次の各号に定める事項を当該加入者等に通知しなければならない。</p> <p>一 個人型記録関連運営管理機関が法第27条第1項の規定により加入者等に通知する日として運営管理機関が定め、あらかじめ加入者等に示した一定の期日（以下この条において「今期日」という。）における個人別管理資産額</p> <p>二 (略)</p> <p>三 個人型記録関連運営管理機関が法第27条第1項の規定により行った前回の通知の期日（以下この条において「前期日」という。）における個人別管理資産額</p> <p>四～十三 (略)</p> <p>2 法第27条第1項の規定による通知は書面により行うものとする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(加入者等が閲覧することができる事項等)</p> <p>第99条の2 個人型記録関連運営管理機関は次に掲げる事項（運用指図者にあつては第2号に掲げる事項に限る。）を電子情報処理組織を使</p>	<p>3 前項の「未指図個人別管理資産」とは、個人別管理資産のうち、第1項の規定による通知に係る猶予期間が終了する日までに運用の指図が行われていないもの及び同日後に納付される加入者掛金及び中小事業主掛金について運用の指図が行われていないものをいう。</p> <p>(加入者等への通知事項)</p> <p>第99条 個人型記録関連運営管理機関は、毎年少なくとも1回、加入者等の個人別管理資産額その他次の各号に定める事項を当該加入者等に通知しなければならない。</p> <p>一 個人型記録関連運営管理機関が法第27条の規定により加入者等に通知する日として運営管理機関が定め、あらかじめ加入者等に示した一定の期日（以下この条において「今期日」という。）における個人別管理資産額</p> <p>二 (略)</p> <p>三 個人型記録関連運営管理機関が法第27条の規定により行った前回の通知の期日（以下この条において「前期日」という。）における個人別管理資産額</p> <p>四～十三 (略)</p> <p>2 法第27条の規定による通知は書面により行うものとする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって第2項に定めるものにより、当該加入者等が閲覧することができる状態に置かなければならない。</p> <p>二 加入者掛金及び中小事業主掛金の拠出の状況</p> <p>三 前号に掲げるもののほか、加入者掛金の拠出に資する情報</p> <p>2 前項に掲げる方法は、<u>個人型記録関連運営管理機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて加入者等の閲覧に供し、当該加入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。</u></p> <p>第155条 (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる加入者等が、<u>企業型年金加入者の資格</u>を取得した場合であって、法第80条第1項の規定により企業型年金の資産管理機関に個人型年金の個人別管理資産を移換するときは、当該<u>企業型年金加入者の加入者の資格</u>は、当該企業型年金の企業型年金加入者となった日に喪失するものとする。ただし、当該<u>企業型年金加入者</u>が企業型年金の資産管理機関に当該個人型年金の個人別管理資産を移換した後も引き続き加入者であることを申し出たときは、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則 (平成17年4月1日公告) (抄) (第1号加入者の加入資格に関する特例)</p>	<p>第155条 (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる加入者等が、<u>個人型年金同時加入可能者の資格</u>を取得した場合であって、法第80条第1項の規定により企業型年金の資産管理機関に個人型年金の個人別管理資産を移換するときは、当該<u>個人型年金同時加入可能者の加入者の資格</u>は、当該企業型年金の企業型年金加入者となった日に喪失するものとする。ただし、当該<u>個人型年金同時加入可能者</u>が企業型年金の資産管理機関に当該個人型年金の個人別管理資産を移換した後も引き続き加入者であることを申し出たときは、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則 (平成17年4月1日公告) (抄) (第1号加入者の加入資格に関する特例)</p>

新	旧
<p>第2条 令和7年6月までの間、第6条第8項中「又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号。以下「平成16年改正法」という。）附則第19条第1項若しくは第2項」とあるのは、「、国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号。以下「平成16年改正法」という。）附則第19条第1項若しくは第2項又は政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成26年法律第64号。以下「平成26年改正法」という。）附則第14条第1項」と、第30条第1項中「又は平成16年改正法附則第19条第1項若しくは第2項」とあるのは、「、平成16年改正法附則第19条第1項若しくは第2項又は平成26年改正法附則第14条第1項」と、第36条第1項第6号中「若しくは平成16年改正法附則第19条第1項若しくは第2項」とあるのは、「、平成16年改正法附則第19条第1項若しくは第2項若しくは平成26年改正法附則第14条第1項」と読み替えるものとする。</p>	<p>第2条 平成37年6月までの間、第6条第8項中「又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号。以下「平成16年改正法」という。）附則第19条第1項若しくは第2項」とあるのは、「、国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号。以下「平成16年改正法」という。）附則第19条第1項若しくは第2項又は政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成26年法律第64号。以下「平成26年改正法」という。）附則第14条第1項」と、第30条第1項中「又は平成16年改正法附則第19条第1項若しくは第2項」とあるのは、「、平成16年改正法附則第19条第1項若しくは第2項又は平成26年改正法附則第14条第1項」と、第36条第1項第6号中「若しくは平成16年改正法附則第19条第1項若しくは第2項」とあるのは、「、平成16年改正法附則第19条第1項若しくは第2項若しくは平成26年改正法附則第14条第1項」と読み替えるものとする。</p>

附 則

（施行期日）

第1条 この規約は、令和4年10月1日から施行する。

（加入者の申出に関する経過措置）

第2条 改正後の第6条第12項に規定する第2号被保険者が第30条第2項の規定により加入者になろうとする場合は、施行日前においても、改正後の同条第6項の規定の例により、加入者の申出書を提出することができる。この場合において、当該申出書は、施行日において同項の規定により提出されたものとみなす。